

1448

總副報第八七號

軍事警察報告提出ノ件

昭和十六年八月二十九日 支那派遣軍總司令部 畑

俊

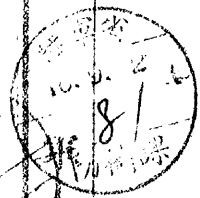
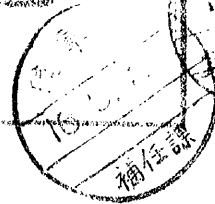
陸軍大臣 東條英機 殿

戰時陸軍報告規程ニ依ル首題ノ件左記ノ通提出ス

記

陸軍軍事警察狀況（七月）

中支那ニ於ケル軍人軍屬思想狀況（半年報）



1449

極秘

陸軍及事務警察状況（七月）

昭和十六年八月二十七日
支那鐵道軍總司令部

要 旨	目
一、軍人軍屬犯罪、非違・轉行等 狀況	
（一）刑事犯	
（二）非行	
（三）逃亡離隊	
（四）變死	
（五）善行	
（六）地方被害	
二、在郷軍人、狀況	
三、軍機犯及同非違、狀況	
四、常人、犯罪、非違、狀況	

次	目
（一）刑事犯	
（二）説諭	
五、人心惑亂等處罰ニ關スル軍律 違反等、狀況	
六、軍隊ト地方トノ關係	
（一）親善事項	
（二）疎隔事項	
附 表	
第一 軍人軍屬犯罪表	
第二 軍人軍屬非行表	
第三 軍人軍屬善行表	
第四 常人犯罪表	
第五 邦人、軍律違反表	

要

陸軍軍事警察狀況（七月） 支那派遣軍總司令部

軍人軍屬ノ軍紀風紀ハ良好ニ保持セラレアリト認ム

本期間憲兵ノ取扱ヒ又ハ干與セル事件ノ狀況左ノ如シ

一 犯罪ハ二〇件三九名ニシテ前月ニ比シ一件減少セルモ人員

ニ於テ五名増加シ本年一月以降最高數ヲ示セリ

二 逃亡離隊ハ二五名ニシテ前月ニ比シ四名増加シ本年一月以

降最高數ニシテ事變發生以來第二位ヲ占ム

三 非行ハ二九件四四名（非違通報セルモノ、ミヲ計上）ニシ

テ前月ニ比シ六件九名減少ス

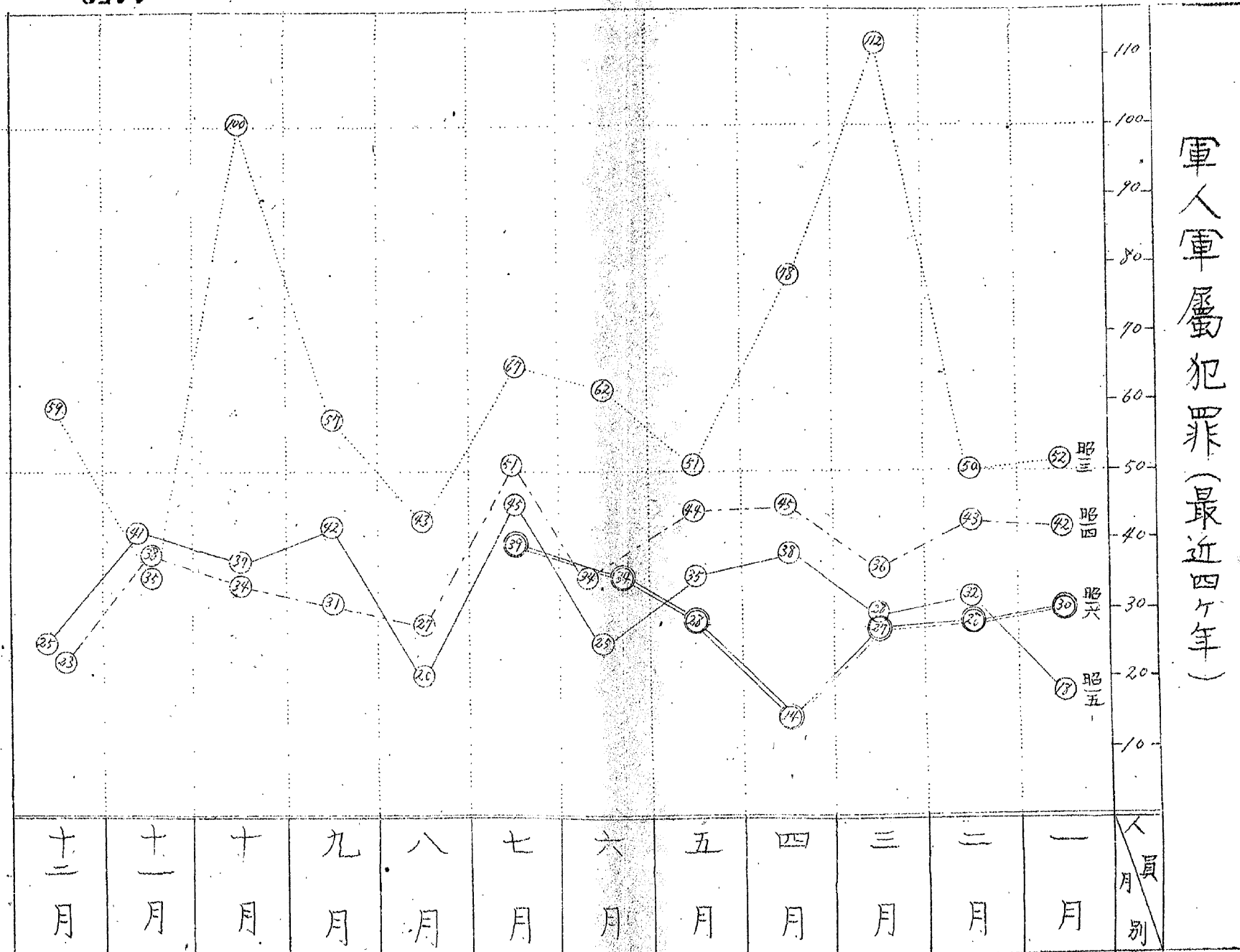
四 善行ハ一二件八七名ニシテ前月ニ比シ四件減少シアルモ人

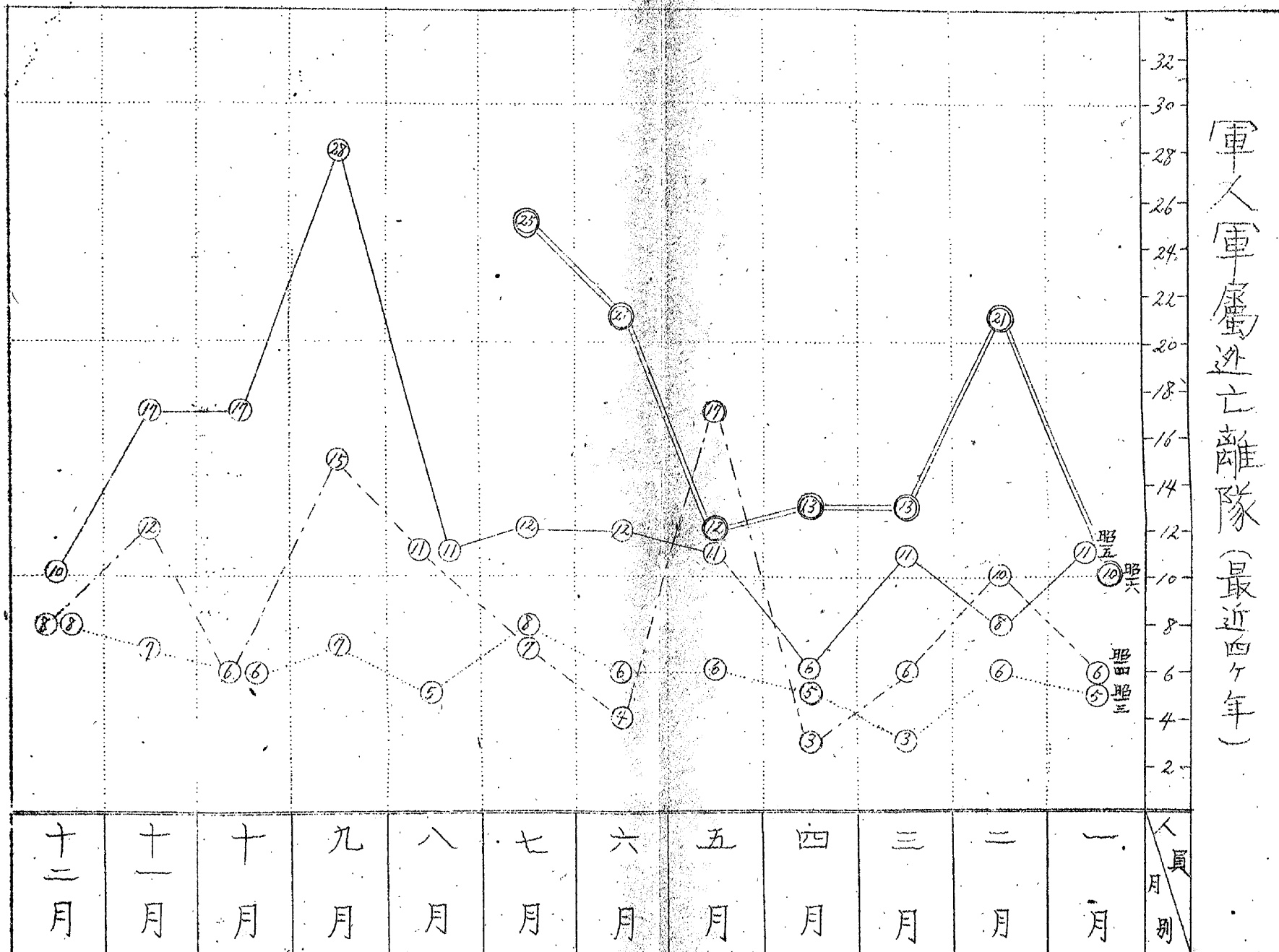
旨

員ニ於テ七一名増加ス

共在郷軍人ノ犯罪ハ五件七名（前月皆無）ナリ

六軍隊對在留民間ノ親善事項九一件ニシテ疎隔事項無ク其ノ關係ハ良好ニ保持セラレアリ





二 軍人軍屬犯罪、非違、善行等ノ狀況

(一) 刑 事 犯 (附表第一参照)

(1) 犯罪ノ傾向

軍刑法犯一四名、刑法犯二五名ニシテ軍紀犯及物然犯多發ス
本期間對上官犯三件發生シ就中補充兵三ノ黨與上官暴行アリ
タルハ教育指導上注意ヲ要スル所ナリ

犯罪者ヲ役種別ニ觀レハ將校、兵ハ減少シアルモ軍屬激増ス
(軍屬ノ激増ハ賭博犯一件一〇名アリタルニ因ル)

警備隊長(豫、中尉)ノ掠奪、業務上横領、收賄犯ノ發生ヲ

觀タルハ遺憾ナリ

狀況次ノ如シ

[illegible]

物 慾					殺 伐 犯		犯	
横領 (含) 罪掠奪犯トノ併合	詐欺	窃盜 (含) 併合中罪トノ併合	強盜	掠奪 (含) 業務上横領	傷害 (含) 對上官犯トノ併合	未遂人 (含) 對上官犯トノ併合	軍用物 棄物 (含) トノ軍中併合亡犯	違令 (含) 對上官犯トノ併合
(一) 一		(一) 一		(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
		准 一						
(一)				一				
一	一	一						
		(一) 二						
			三					
一					(一) 一	(一)	(一)	
一		一		一				(一)
(一) 三	一	(一) 五	三	二	(一) 一	(一)	(一)	(一)

(2) 犯罪ノ原因

一般ニハ服従心、責任觀念、自制心ノ缺如ヲ主因トスルモ對上官犯ニアリテハ殆ント酩酊痺ニ敢行セラレアリテ内務指導上

備考	其ノ他				犯
	法軍 違機 反護 (含 トノ 併合 罪)	偽公文 造書 (含 併合 領犯 トノ 罪)	過失 致死	賭博	收賄 (含 併合 領犯 トノ 罪)
人員欄中括弧内ハ主犯ト共ニ犯シタルモノヲ示ス	(一)	(一)			(一)
		(一)			
	(一)		一		
				一〇	(一)
	(一)	(一)	一	一〇	(一)

本期間多發セル犯罪ノ原因左ノ如シ

WISCONSIN

(8) 犯罪地區別

各地區別ニ觀レハ南京地區ヲ最多トシ漢口地區之ニ次ク

(人員欄中括弧内ハ主犯ト共ニ犯シタル者ヲ示ス)

博 賭	盜 窃、盜 強					犯
	船 及 病 院 内	飛 行 勤 務 中	炊 事 勤 務 中	隊 内	隊 内	除 内
	海上生活ニヨル放從性 ト無聊ヲ繼メント	遊興費ヲ得ント	遊興費ニ窮シ		借財返済竝ニ妻ノ治療 費ヲ捻出セント	遊興費ニ窮シ
一〇	一〇	三 准一	一	(一)	一	三
		一				
		一	一	(一)		
					三	
一〇					一	一

1961

軍紀犯				罪質別		人員別	地區別
違令 (對上官犯トノ併合罪)	軍中 逃亡 (軍用物毀棄 含竊盜同未遂 軍機保護法違反)	辱職	對上官犯 (含電報) 暴行 侮辱 (含違令) 抗命	用兵器暴行侮辱 (含抗命、殺人未遂) 持兇器暴行 (含傷害致死)	官犯 (含電報)		
(一)	(一一一)		(一)一一二一	一		七月	六月
						一三	三
						四	
(一)				一		五	三
	一					一	五
	二					二	
						二	
	三	一	(一) 四			一一二	二三
(一)	六	一	(一) 五			三九	三四
							計

四

犯 然 物						犯 伐 殺	
收賄 (含 罪)	横領 (含 罪)	詐 欺	窃盜 (含 罪)	強 盜	掠奪 (含 罪)	傷害 (含 罪)	殺人 (含 罪)
横領犯トノ併合	公文書偽造、收賄、 掠奪犯トノ併合		横領犯トノ併合		業務上横領 賄	上官犯トノ併合	軍用 棄物 (含 罪)
二	二		一		二	二	二
	一	一	一				
二	一				二		
				三			
							二
			一			一	
	一		二			二	
二	三	一	五	三	二	二	二

(三) 非 行 (附表第二参照)

(1) 非 行ノ傾向

二九件四四名 (非違通報セルモノノミヲ計上) ニシテ前月ニ
比シ六件九名減少セリ

考 備	他 / 其			
	法違反	軍機保護 (含トノ併合罪)	公文書 偽造 (含 横領犯トノ併 合罪)	過失致死
一、各地區別ハ各憲兵隊擔任區域トス 二、人員欄中括弧内ハ他ノ犯罪ト共ニ犯シタルモノヲ示ス	(口)	(口)	(口)	一〇
			(口)	
				一
	(口)			
	(口)	(口)	(口)	一〇

分區		軍紀風紀其他							
非行概要計	階級別	軍紀風紀其他							
		衛兵勤務中ノ怠慢	無斷外出(含酩酊暴行)	公用外出中游興	外出中酩酊暴行	作業中游興セント暴行	公用書類紛失	對支那人暴行	其他
四四	別	一	七	三	一〇	二	一	三	三
	現								
一	召								
三	現		一		二				
五	召		四		一				
五	現				二		一		二
	豫								
一二	補	一		三	一	二		三	一
一八	屬		二		四				
	軍								

狀況左ノ如シ

(2) 非行地區別

各地區別ニ觀レハ上海地區々最多トシ漢口地區之ニ次ク

狀況左ノ如シ

泰縣	杭州	上海	蘇州	南京	地區別
	二	九		二一	六 月
	二	一四		八	七 月
		五			前月ニ比シ
				一三	減

六

罪	微	購
輕微ナル傷害	輕微ナル窃盜	購
二	一	二
一		
一		二

（三）逃亡離隊

逃亡離隊ハ二五名ニシテ前月ニ比シ四名増加シ本年一月以降ニ於ケル最高數ヲ示シ事變發生以來第二位ヲ占ム
狀況左ノ如シ

階級	原因別		計
	原	分	
將校	現	一	二五
下士官	現	一	
兵	現	一七	
	豫	一	
	補	五	

備考	漢口		計
	九	漢	
一、各地區別ハ各憲兵隊擔任區域トス ニ、非行ハ非違通報シタルモノノミヲ計上ス	六	一五	五三
	八	一二	四四
	二		
	三	九	

離						亡 逃						
						捕 逮 未			捕 逮			
犯罪ニ對スル處罰ヲ恐レ	上司ヨリ叱責セラレタルヲ苦慮シ	物品ヲ紛失シ之カ責任ヲ感シ	軍隊生活嫌忌	過失ニ對スル上司ノ叱責ヲ恐レ	身体虛弱ナル爲軍隊生活嫌忌	精神異狀	犯罪ノ發覺ヲ苦慮シ	軍隊生活嫌忌	練兵休トナリ成績ニ關係スルモノト苦慮シ	戰鬪中捕虜トナリ	犯罪ノ發覺ヲ恐レ	軍隊生活嫌忌
一	一	一	四	二	一	一	一	二	一	二	一	二
						一						
							一					
一			四	一	一			一	一		一	二
										一		
	一	一		一				一		一		

(2)

變死ハ二件二名（前月一件一名）ニシテ内容左ノ如シ

(自裁) (殘銃)	溺死	區分		
		原因	階級	別
犯罪ノ發覺ヲ恐レ	水泳セント準備運動爲スコトナク 不用意ニ淡水ニ入水シ	計	現	下士官
一	一	二	一	一
			召	

[illegible]

(四) 善 行 (附表第三参照)

一二件八七名ニシテ前月ニ比シ件數ニ於テ四件減少シアルモ人員ニ於テ七一名増加ス
内容左ノ如シ

國防 獻金	内容別計		階級別	
	八七	八七	現召	下士官
	二	二	現	兵
	二	二	豫	
	三	三	補	
	八〇	八〇	屬	軍

(四) 地方被害

軍人軍屬ニ因ル地方被害ハ七件 (前月一四件) ニシテ死亡中國人二名、傷害中國人五名及家屋破壊、耕作地踏荒等アリタルカ何レモ憲兵介在乃至部隊側ニ於テ處置シ圓滿解決セリ

狀況左ノ如シ

地方側				被害者 (物件) 加害者 (物件) 件數	加害者 (物件)
耕作地踏荒	家屋(破壊)	人體 中國人 傷	死		
		二		一	側軍 車用
	一	二	一	三	貨軍 車用
		一		一	乘軍 用車
一	一		一	二	部隊 除軍
一	二	五	二	七	計

三 在郷軍人ノ狀況(常人犯罪事例参照)

(一) 犯罪 五件七名(前月皆無)

(二) 非行 四件四名(前月三件三名)

1471

(三) 善行 一件六名（前月皆無）
ニシテ狀況左ノ如シ

善行	非行				犯罪			區分	
					法	刑	法	種別	階級
國防獻金	對支那人暴行	ス現地除隊後官給被服ヲ返納セス着用	内地居住ノ妻子ニ對シ扶養ノ義務ヲ怠ル	姦通	贓物故買	詐欺	詐欺、哨令違反、服飾僭用	掠奪	
						一			將校
									退
二			一		一				豫下士官
三	一	一			三		一	一	豫兵
一				一					補
六	一	一	一	一	四	一	一	一	計

九

三、軍機犯及同非違ノ狀況（軍人軍屬犯罪表参照）

（一）犯 罪

一件一名（前月皆無）ニシテ補充兵一ノ敵新四軍ノ捕虜トナリ
知得セル軍機事項ヲ漏泄シタルモノナリ

（二）非 行

一件一名（前月二件二名）ニシテ常人一ノ軍機事項通信ナリ
四憲兵ノ干與セル常人ノ犯罪、非違ノ狀況

（三）犯 罪（附表第四参照）

軍法會議ニ事件送致（捜査報告）セルモノ一四名（軍刑法犯三名、
刑法犯一名）領警ニ移牒セルモノ一名（中華民國ニ於ケル
阿片取締令違反）計一五名ニシテ前月ニ比シ四名増加ス

（四）説 諭

三五件四九名ニシテ前月ニ比シ一件一名減少ス

狀況左ノ如シ

非 行 概 要	人 員										
		内地人	台灣人	計	物資不正搬出入	禁止地區不法進出	對支那人暴行	軍用被服所持又ハ着用	贓物故賣	麻藥密輸密賣	軍部誹謗ノ通信文ヲ發ス
不正利得	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
姦通	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
軍機事項ヲ通信セントス	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
計	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

62.67

五 人心惑亂等處罰ニ關スル軍律違反等ノ狀況（附表第五參照）

本期間人心惑亂、秩序紊亂、金融經濟攪亂行爲等處罰ニ關スル軍律違反トシテ事件送致シタルモノ一件一名ナリ

六 軍隊ト地方トノ關係

（一）親善事項

九 一件ニシテ前月ニ比シ一四件増加ス
狀況左ノ如シ

計	其ノ他	
	三四	四五
	一五	一
	四九	五

傷病患者慰問	種別	
	件	數
	二三	三

二 疎隔事項

該當事頁トノ

遺骨及選送患者見送り	一五
勤勞奉仕	一二
慰靈祭、告別式奉列	八
慰問金品寄贈	八
戦歿將兵墓参清掃	七
將兵慰問	七
湯茶接待	四
其他	七
計	九一

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.iacar.go.jp/>

4461

殺人
未遂

意セエヤ三年
式銃劍(劍身)ヲ
持出シ同少尉ヲ
ヤツ、ケテヤルト怒
號シ同少尉、居
座ニ到リタルモ不在
ニシテ同小隊軍
曹ニ制止セラルヤ
上官タルヲ認識シ
ケラ之ニ従ハス同軍
曹ニ該劍身ヲ投
ケ付ケ暴行シ
(3) 更ニ右暴行ヲ小隊
長ニ聲見注意セ

報告

中

元や創身ヲ以テ
 突掛リタルモ却テ
 同少尉ニ殴打セラレ
 タルヲ遺恨思ヒ
 三八式歩兵銃ニ着
 創シ將校宿舎ニ到
 リ小隊長ヲ射殺
 スヘク同宿舎裏ノ
 幸ニ小銃ヲ奪取シ
 小隊長居室ニ銃
 ロヲ向テ射撃キ安
 勢ヲ孰リタルヲ衛兵
 ニ制止セラレ殺人未遂

補
上

当二十九年

7.

14

廣調番上草 所屬長ノ
兵ニ服務中、飲酒略捜査取
断ノ上、宿舎裏広場 調ニ協力所
ニ於テ納涼シアリタ 属長ヨリ
ル處、偶々同所ニ通 七月四日
過セル佐藤主計少 阿南部隊
尉ニ誰何セシタル 軍法會議
モ之ニ應答セサリシ 檢察官
爲同少尉ニ顔面ヲ 宛事件
殴打セラレタルニ 激昂送致
シ上官タルヲ 認識シ
下ラ及抗同少尉ノ
顔面ヲ 殴打暴行シ

党典 上官 暴行 官暴 行 党典 上官 暴行 傷害

第十三師団
輜重兵第十三
聯隊
第四中隊

補

当三十年

補

当三十年

(二) 更ニ宿舎ニ般リ憤慨ノ余リ復讐スハ決意シ同僚ノ袖ヲ毎午門ト共謀ノ上軍慰安所ニ到リ遊興中ノ同少尉ヲ屋外ニ誘ヒ出シ三名ハ拳ヲ以テ之ヲ毆打暴行シ

(三) 前記格闘中幸門ハ所持シテリタルナイフヲ以テ同少尉ノ全身ハ所ヲ刺突

理

中

致死	上官 登部隊管理 軍属(運転手)	侮辱部	遺令 自動車班	(又遺令)
			当三人年	
傷害ヲ與ヘ約一時 間後遂ニ死ニ至ラシム	隊内於テ飲酒酩酊 部隊長ハ 町上無断ニテ自動車ヲ乗リ依 車ヲ運転外出セリ 捜査上 トシタルヲ班長曹長 七月十四日 ニ制止セラルタルニ酒 登部隊管理 勢乗ニ停止スル下 法會議長 ナリ上官名班長ヲ官宛捜 査報告 中 鹿野郎ト侮辱 上疾走シ 山所屬隊表門旁明ノ 制止從ハズ哨所ヲ通過ス			

軍中	未遂	自傷	從軍	圖免	並	原職
				第十二中隊	第三十四聯隊	第三師団歩兵
				當三三年		現一
自	六三	至	六三	自	六三	自
四一四	レタルトニ因リ軍隊搜查ノ上	生活ヲ嫌忌スルニ至リ七月二七日	軍紀ノ嚴正ナルト喜々所屬長ノ	兵ヲ此主員改打セラ 委嘱ヨリ	三分間睡眠シ右犯 委嘱ヨリ	行ヲ發見セラルヤ 搜查ノ上
	隊歩哨ニ取押ヘラル	モ目的ヲ達セス他部 查報告	長官宛報	中	阿南部隊	理
						審

逃亡	軍機第三師団兵	保護第三聯隊	法遣第二中隊	及
補一	[Redacted]	当千六年		
至	七二	逃亡ヲ決意所属隊阿南部	ヲ逃走シ途中敵遊隊軍法	撃隊俘虜トナリ會議長
理	敵新四軍第五師官宛稟	司令部於テ敵軍查報告	將校ヨリ取調ヘ受	ケタル際自己所属
	聯隊號及聯隊編	成ノ状況ヲ陳述稿	然ノ案因ニヨリ智得	タル軍機事項ヲ
	外國人ニ漏泄ス			
			中	

軍中	逃亡	同	未遂		
	第十三師団歩	兵第百四聯隊	第二中隊		
現	ニ	当二十二年	至	自	
五二七	五二七	五二四	自		
小遣錢ニ窮シタルト	生来ノ盜癖ヨリ前若	三面ニ亙リ合計約十	六月ヲ竊取シ	更ニ犯意繼續シ他	ノ班内ニ入リ金錢物
所屬長ノ	委嘱ニ依	リ捜査上	七月四日	阿南部隊	軍法会
審	理	中			
行ノ覺悟ヲ怠レ逃	セラレ未遂ニ終リ犯	色中同班員ニ發見	セラレ未遂ニ終リ犯	行ノ覺悟ヲ怠レ逃	セラレ未遂ニ終リ犯
報告	報告	報告	報告	報告	報告
無學怠情ニテ成績	不良ナリシタメ常ニ	上司ヨリ訓戒セラル	軍法會議	阿南部隊	審
七月十五日	七月十五日	七月十五日	七月十五日	七月十五日	七月十五日

軍中 第四師団歩兵 第六土聯隊 逃亡 第十中隊	補 一 当子六年	六三 至 六七	ヲ非親軍中生活ヲ 嫌ス至リ自殺 ノ目的ヲ以テ六月 二十七日セロ頃逃走 漢口ニ到リタニモ自殺 シ得ス七月七日ロロ 頃貨物廠衛兵ニ 逮捕セラル	中
軍中 中支派遣 逃亡 太田部隊 軍用 畔田部隊 物 酒井隊 毀棄	補 一 当子三年	自 六八	ハ嚴格ニ軍隊生活 ヲ苦痛トシ六月八 日兵舎裏内ヨリ 逃走同月十五日ニ 五海杭線王店駅 警備隊ニ首出ス 軍法會議 審	審

至	迄故方職役ヲ離	檢察官
六三	三日ヲ經過	宛事件
(2)	逃亡中破石鎮支	送致
那人部落ニ到リ茶		
飯内ニ在リタル不逞		
支那人七八名ヨリ		
追跡セラレ逃走中		
着服セル三十年式		
銃劍卷脚絆編		
上靴戰帽襦袢等		
自己ノ支給係に		
軍用物ヲ毀棄		
ス		
中	理	

軍中 逃走	中支派遣 結城部隊 氣付 杉崎部隊	予一 [Redacted] 当三十四年	昭三 九二	自 線作業ヲ命セラル 戦支数名ト自動 貨車ニ依リ目的地 ニ向フ途中新軍 告	漢口攻略戦参加中 安徽省潜山附近保 安隊	搜查上 登部隊 軍法會議 長官宛 審
昭三 六六	至 昭三 六六 榴弾為ノ全身ヲ 数ヶ所ノ彈傷ヲ負ヒ 自動貨車ヨリ転 落其際頭部ヲ 強打シ人事不省中捕 虜トシ六月手合自釋 放セラレ級隊ス	中	理	中	中	中

軍中	逃亡	中支派遣	山村部隊	安沢部隊	田尻隊
補	一	昭五	昭五	昭五	昭五
自	シタルカ之ヲ意トヤ	上登部	隊軍法	合議長	官宛搜
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲	至	昭天	六天
昭五	ス尚モ奮戦中	負傷依身体疲			

傷害	中支派遣	田村部隊	小林(熊)部隊	補	一	当千五年	六三	釋放セラルル部隊ス	小水光ヨリ飲酒駈	酩酊上級隊内務班ニ	於テ被害者對シリ	戦友ヲ誹謗スルカ	ニ被害者適當ナル	返答ヲナセルヲ	憤激傍ニアリタ	ル三十一年式銃	劍ヲ抜き左顧頂	部ニ新什ヶ全治十	日ヲ要スル傷害	ヲ與フ	所屬長	委属ヨリ	リ捜査ノ	上七月七日	阿南部隊	軍令會議	檢察官	宛事件	送致	中	審
----	------	------	---------	---	---	------	----	-----------	----------	-----------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	----------	---------	-----	-----	------	------	-------	------	------	-----	-----	----	---	---

掠奪	独立歩兵第	予中尉
業務	甲八大隊所	[REDACTED]
上	属江陰警	当手七年
横領	備隊長	自
收賄	上旬	五月
(1) 四月下旬計伐時押 收七九敵産物資員ヲ	七月九日	登部隊
特務機園員稻	軍法会	議檢察
本ヲ分シ中国合作	議檢察	審
社三三五百余元ヲ	官宛事	件送致
賣却内五百元ヲ	件送致	件送致
稻本二百元ヲ食	件送致	件送致
社程田ニ韓旋謝	件送致	件送致
禮トシテ贈與シ	件送致	件送致
(2) 五月下旬支那人二 名ヲ脅迫三百元	件送致	件送致
ヲ掠奪シ	件送致	件送致
(3) 四月下旬アリ五月	件送致	件送致
理	審	審

1491

至
五月
下旬

下旬至元月間計代或
ハ行軍時特務機
関員其他邦人ヲ
随伴セシム共威ヲ
恃ミ各担任業務ニ
不正ノ援助ヲ與ヘ
之カ謝禮トシテ八百
五十元ヲ收受シタル
外軍票三百円ヲ前
将宅宛送金セシメ
因ツテ得タル計三
余元ハ実家ニ送金
シ或ハ遊興ニ費消
其他ハ保管ス

中

1492

横領 贓物 牙保 收購

蘇州
特務機関

軍属

当三十八年

前記
禮トシテ五百円ヲ收受
シテ外四月中旬江陰
縣長ニ對シ警告備隊
長ニ徵稅謝禮セラレ
タント進言法幣四百元
ノ交付ヲ受クルヤ警告
備隊長ニ提出スル
ナリ之ヲ着服シ同五月
二十四日合作社員程
田ヨリ縣政府ニ交
付方依頼ヲ受ケタ
ル五百元中二百五

収賄	掠奪	
軍属 当三十八年	軍属 当三十八年	
四月末江陰部隊 連絡官ヨリ蘇州 特務機関ニ転勤ニ 当リ江陰縣長 其他ヨリ七百元 ノ賄賂ヲ受ク	邦人ノ掠奪行為 ニ加エシニカ謝禮 トシテ法幣百五 十元贈賄ヲ受ク	十元ヲ横領着 服ス

六通 中支派遣 野邊部隊	強盜 中支派遣 久徳部隊 坂本隊
軍属(通譯)	予上 当千九年 予一 当千九年 予一 当千七年
借財返済並毒治療 費檢査三腐心ノ結 果鈴木隊員兵舎ヨ リ部隊保管係 官宛事	上記三名共謀上 麻雀賭博中ノ支那人 支那派遣 雜貨店侵入暴行 軍法会 ノ上賭金七十一元ヲ 議檢察 奪取逃走シタル元 官宛事 犯行ノ覺悟ヲ恐 件送致 レ強奪金ヲ投棄 ス 起訴

鈴木隊	竊盜 中支派遣 同 大賀部隊 未遂 大塚部隊 横領 谷口隊
当十九年	現上 当二十三年
敵産物件タムス件送致 ハラチエータニテハ 個ヲニ面ニ互リ竊取 千三百元ニテ賣 却着服ス 大賀部隊單獨宿 舎炊事係トシ勤務 中米醬油味噌 至五月 取邦内人音面ニテ 賣却遊興費消シ 拾得セ日本力一ヲ 横領ス	所属長ノ 委属ヨリ審 査 捜査トセ 月七日阿 南部隊軍 法會議長 官宛搜 査報告 中
理	理

盗 第五十七飛行 場大隊	窃 第十六航空地区 司令部第四土 飛行場大隊 第一整備中隊
現 当千六年	現 准 当千九年
(2) 年四月上旬ヨリ 五月中旬ニ至ル間 ハカンリン 遊興ニ費消シ 及 ハ本 中	(1) 本年二月頃七月一日 ヨリ六月上旬至ル間 遊興費檢査ノ旨 ヲ以テ所属隊カ リニ約四百五十 ロニテ別居四回 互リハ取シ合計 七百七十円ニテ 遊興ニ費消シ 及 ハ本 理 審

証取	中支派遺 熊谷部隊 尾本部隊 山本隊	現 軍	自 買向	龍潭附近駐軍中前七月十日 右大回三哥知人中 國人、独乙人等ヨリ 甘言ヲ弄シ軍票ヲ 大十金月法幣五百五 十元ヲ騙取ス	送致	中
整備中隊	現 上	当手五年	二回並自動車用 中袋一本(合計 軍票五十円)ヲ 穴取取賣却シ夫々 遊興費ニ費消ス	一五ガロシ軍票三十 円ヲ一面ハカ ソリシ一五ガロシヲ 二回並自動車用 中袋一本(合計 軍票五十円)ヲ 穴取取賣却シ夫々 遊興費ニ費消ス		

第六師団	公文書 中支派遣 偽造 篠原部隊 横領 志摩部隊 八木隊
補上	現曹 [REDACTED] 当三十七年
野戦倉庫製菓工場 ニ使役シタリタル中 人数名ヨリ砂糖並	自 至 育局 娼妓ニ酒保品約四百 十九円ヲ賣ルノ無料 提供シ之ヲ代金拂 官タル地位ヲ利用治 安費約三百円内ヲ 横領消費ス 迷致 宛事件 軍法會議 登部隊 育子四 審 理 中 審

賭	横領 歩兵第三聯隊
第百二砲台 司令部	第六中隊
軍属(船長) 昭西四 自 昭西四 十円ヲ賭ケ、花札	昭西五 費消ス
上記各名概不毎月七月十六日 下旬給料受領後日所轄軍 夕突呼時限以後船法合議檢 室内等ニ於テ勝負監察官宛 事十銭ヨリ最高三事件送 致(書類)	食塩責却方總請所屬長ク ヲ受クヤ之ヲ承諾ニ委嘱依リ 前後三四立リ自己捜査上 保管中ノ砂糖四五担 食塩五担ヲ横領五阿南部隊中 十円ニテ賣却遊興 軍法合議 長官宛 捜査報告

1500

博

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
当三十五年	当三十六年	当三十七年	当三十八年	当三十九年	当四十年	当四十一年
(舵手)	(船長)	(水夫)	(水夫)	(油差)	(油差)	(船長)
			昭天六	至		

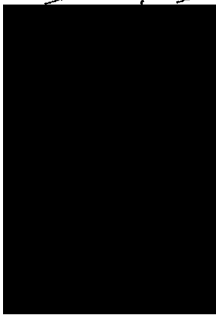
及トランプヲ使用
賭博ヲナス

中

理

1501

過失	
司 令 部 第百二隊泊場 中那隊泊場	
当平六年	当三十六年 当十九年 当十八年 当四十四年
ニ	
被害者ノ小銃ヲ自 己ノ小銃ナリ誤信 シ平八中引鉄ヲ引 キタル所実包ヲ	部隊側ノ 委嘱ニ依 リ捜査 上七日迄日 審

致死	第百九水上勤 務中隊			裝填シテリシ為暴發シ 自己ハ小銃ニ実包ヲ裝 填シテ又側ニ居タル 被害者佐藤一堅ヲ兵ニ 余中死ニ至ラシム		理 中
處分結果	五月々々報中	三三横領辱職 軍中逃亡 竊盜	補 上		懲役一年 懲役八月 六月	六月々々報中

八、六	竊盜	竊盜	掠奪	殺人	竊盜傷送私文書行使	詐欺、橫領	掠奪、軍中逃亡	強姦、住居侵入、軍中消亡、違反	予軍
補一	現上	現上	補上	補上	現伍	現上	現一	予軍	

懲役二年
懲役一年六月
沒收六百元
懲役一年二月
懲役六月
五年
一年
一年
懲役一年六月
懲役一年
懲役六月

附表第二

昭和十六年七月陸軍々人軍属非行表						中支派遣憲兵隊司令部
所屬	管轄	役種官等級	非行年月日	非行概要	處置	
中支派遣	木下部隊	現上	一七三	支那側郵便ヲ利用本籍地ヨリ送金ヤシム	非違通報 部隊長ニ於テ嚴重説諭	
小野部隊	町田隊	現上	一七三	允許外出飲酒略断ノ上拔劍料理場ニ於テ店主並主婦ニ對シ暴行ス	非違通報 所屬長ハ一月ノ外出禁止ニ處ス	
山村部隊	水野隊	現上	一七三	允許外出飲酒略断ノ上拔劍料理場ニ於テ店主並主婦ニ對シ暴行ス	非違通報 所屬長ハ一月ノ外出禁止ニ處ス	

第百三疎泊場	司令部	山口隊	中支派遣	篠原部隊	井上部隊	長谷川隊	中支派遣	篠原部隊	大寺部隊	藤井隊	西隊	中支派遣	桑口部隊
軍屬	一七九	七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
允許外出酤所、上洋車夫ト	口論該洋車夫ヲ毆打暴	行梃棒ヲ折損ス	支那側郵便局係員ノ拒絶セ	ルニモ拘ラス官給靴下ニ足短	靴一ヲ寄送セントス	允許外出中慰安婦ト口	論拔劍ノ上脅迫的言動	一七九	ヲナス	安慶出張中支那人商店	七二三	ニ襦袢ヲ注文セルモ拒否セラ	
非違通報	部隊長	嚴重訓戒	非違通報	部隊長	嚴重訓戒	非違通報	嚴重訓戒	嚴重訓戒	嚴重訓戒	嚴重訓戒	嚴重訓戒	嚴重訓戒	嚴重訓戒

9051

奥村部隊 大槻隊	中支派遣 田村部隊 有藤部隊 村井隊 北洋船三六号	中支派遣 熊谷部隊 倉橋部隊 本部
一	軍属 一七五	軍属(通譯) 一七五
ルヤ憤慨店員ヲ殴打ス	無断外出飲酒酩酊ノ上支那人 家屋ニ侵入シ憲兵ノ尋問ニ対シ虚偽ノ申告ヲナス	公用外出中洋車ニ乗車セントシタルモ應ヤリシに憤慨日本刀ヲ以テ該洋車夫ノ有部ヲ殴打金治約十日間ノ打撲傷ヲ負ハシム
部隊長ニ於テ嚴重訓戒	非違通報所屬長於テ嚴重訓戒	嚴諭ノ上始末書ヲ徴シ處置ニ任部隊側ニ於テ嚴諭ノ上慰藉料ヲ交付ス

中支派遣 田村部隊 配属船 浦塩丸	中支派遣 久徳部隊 坂本隊	中支派遣 山本隊 川口隊	中支派遣 湯川部隊	中支派遣 第一隊	中支派遣 松本部隊
軍属	補上	軍属	軍属	補一	補一
一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三
本年五月以来数回ニ亘リ 船員居室其他ニ於テ花 札或ハ麻雀ヲ使用賭博ヲ ス	飲酒酩酊ノ上支那人ニ勢 暴行ス	飲酒酩酊ノ上慰安婦室疊 ヲ窓外ニ放擲ス	飲酒酩酊ノ上慰安婦室疊 ヲ窓外ニ放擲ス	飲酒酩酊ノ上慰安婦室疊 ヲ窓外ニ放擲ス	飲酒酩酊ノ上慰安婦室疊 ヲ窓外ニ放擲ス
改悛情顯著 古ト罪情輕 微ナルヲ以テ説 諭ニ上通報 ト處置ニ任	非違通報	嚴重訓戒	非違通報	非違通報	非違通報

上巻備第六 部隊第一中隊	補上	二	作業途中慰安所ニ立 寄り慰安婦ニ對シ態度 不良ナリト暴行ス	非違通報 所屬中隊長 ニ於テ嚴重 訓戒
中支派遣 大賀部隊	現一	七一	火焰放射器ノ操作不良ノ故 ヲ以テ上司ニ注意セラレ將 来ヲ悲觀離隊ス	憲兵取押所 屬長ヲ渡ス 重懲倉 三日
門脇部隊 芦谷隊	一			
中支派遣 荒木部隊	軍屬	七六	酩酊上慰安所ニ到リ遊樂セ ントシタルカ泥酔ノ故以テ拒絶 セラレタルニ憤慨拔刀慰安 所ノ窓ヲ破壊ス	非違通報 所屬長ニ 於テ訓戒
山下隊	一			
中支派遣 半田部隊			携行品不確實ナルヲ送達 ヲ命セラレタル公用書類ヲ 隊將校回收	原狀ニ俟他部 隊將校回收

1509

佐々木隊	中込派遣	大賀部隊 門脇部隊 松木隊	落失ス	保管シテリ 名ヲ以テ憲 兵受飲所 属隊ニ手交ス 輕管倉一日	津国上軍兵(犯罪表参照)ト	改悛情顯 著且罪狀	醬油樽ヲ竊取邦商人ニ 輕微ナルヲ	十円ニテ賞却飲食費ニ 以テ説諭	上非違通	報	所屬長	處置不	詳

1510

中支派遣 保田部隊 土橋隊	予軍	一七〇	飲酒酩酊ノ上慰安所ニ到リ 樓主ノ應對不遜ナリト按 カ器物ヲ破損ス	非違通報 所屬長ニ於テ 訓成
中支派遣 中山部隊 江藤部隊	予中尉	七三	同僚及部下ト共ニ外出服裝 ヲ素リ通行中ノ支那人ヲ 殴打頭部ニ全治一週間ヲ 要ス傷害ヲ與フ	非違 通報
中支派遣 第一四五 野戦局	軍属	一七二四	酩酊上慰安所ニ到リ遊 興セントシタルカ酩酊ノ故ヲ以テ 拒絶セラレ慰安婦ヲ殴打ス	非違通報 所屬長ニ於テ 訓成
中支派遣 大賀部隊 門脇部隊 杉木隊	現一	七二七	檢閲中爆藥ヲ水中ニ落シ 班長ヨリ叱責セラレ離隊 ス	憲兵取押 所屬長ニ引渡 重官倉 二日

18

1151

中支派遣 金澤部隊 今井隊	予上 現上 三		無帶劍脫衣ノ終無断外 出シ慰安所ヲ素見ス 部隊側於 テ嚴重制裁
第九師団 工兵第九聯隊 器材小隊	現軍 一 七 一		飲酒酩酊シ故ナク洋車 ヲ破損ス 所屬隊ヨリ 金三十円ノ 損害賠償ヲ タス
第三師団歩兵 第六聯隊小行李	補上 三 七 六		公用外本中禁止区域タル難民 区ニ立入支那人私娼窟ヲ素見ス 非違通報
第五百碓泊場 司令部 水上警備 第百一中隊	補一 一 七 七		衛兵勤務中支那人ノ運 送シアリタル西風三個時價一 円五十錢ノヲ半強制的ニ提 供セシム 時價ニテ 代償セシム 非違通報

飛行 第四十四聯隊 軍貨中隊	現曹	一	七、一〇 允許外出中自己ノ乗用ニ 洋車夫ノ言語不通ニ激怒 所持セリ九二式軍刀ヲ以テ 殴打暴行ス	非違 通報
鉄道第一聯隊 第一大隊 第一中隊	予軍	一七、八	日夕上呉呼後部下兵六名ト 無断外出飲酒ノ上慰安所 ニ至リ慰安婦ニ暴行ス	否 同
第三師団 輜重兵第三聯 隊第一中隊	補一	七、二二	允許外出シ飲酒酩酊ノ上 邦人ニ対シ暴行シ憲兵之ヲ 制セントスヤ反抗的態度ニ 出ツ	非違通報
中支派遣 第六十六野戰 郵便局	軍属	一七、二	無断外出シ飲酒酩酊ノ上 飯隊ニ同僚ト口論喧嘩シ 暴行セントス	保護機束 嚴諭ノ上始 末書ヲ徹ス

1513

附表第三

昭和十六年七月陸軍々人軍属善行表 中支派遣憲兵隊司令部			
所屬	管轄	役種官等級	善行
所屬	氏名	年令	月日
中支派遣	大賀部隊	現一	一七七
佐藤部隊	隊		金拾円ヲ国防献金ス
中支派遣	田村部隊	軍属	大九
小室部隊	隊		金七十三円ヲ国防献金ス
右	同軍属	大九	金六十五円ヲ国防献金ス
			送金手
			續了シ
			善行ノ概要
			處置

参謀部	現上 軍属 一	一 七、二五	金拾円及金三円(毎月ナシ)	送金手續 アリシ所屬 長ニ通牒
第四十七野 戦郵便局	通信書記 一	一 七、七	金拾円ヲ国防献金ス	送金手續 アリシ ヲ了ス
第五百五砲台 司令部 岳州支廠	軍属 二	二 七、三	各々金十円ヲ国防献金ス	右同

附表第四

昭和十六年七月憲兵關與犯罪表

中支那派遣憲兵隊司令部

名	職	台	性	人	別	犯行	犯行ノ概要	處置	處分
名	職	台	性	人	別	犯行	犯行ノ概要	處置	處分
氏	台	年	令	別	日	犯行	犯行ノ概要	處置	結果
掠奪	子葉縣						隊討伐ニ隨行シ其ノ兵威ヲ恃ミ米穀購入私塩調査等執行スルニ當リ掠奪行為又ハ脅迫ヲ以テ不法ナル利得ヲナシ	七月九日登部隊軍法會議檢察官宛事件送致	審
私文					自				中
書偽住所					月初				理
造行	江蘇省				旬				
使賊									
物故	指導員				至				
買					五月		尚ハ正當購入ヲ装ハシカ爲偽造受領証等ヲ作成シ利得金ノ一部ヲ		
贈賄	当三十九年				下旬				

1517

詐欺	贈賄	掠奪
住所 本籍 岡山縣 当三十二年	住所 江蘇省 通譯	本籍
五月 自		
陸軍大尉ノ制服ヲ着用 新里「ホテ」ニ至リ兩替ヲ藉 口上海兩替店ヨリ軍票ニ 千七百六十円六十錢ヲ持参	本行為ヲ援助スル警備 隊長及特務機關員ニ名 ニ謝禮トシテ二百元乃至 五百元ヲ贈賄ス	
七月九日登部 檢察官宛 事件送致		
懲役		

1518

本籍 東京市	哨令 上海 （予上） 無職 當千六千 替用 服飾
（一） 崇明島岸備隊ノ許可 ヲ受ケ密航船ヲ抑留シ之	至 六月 （二） 更ニ陸軍主計中尉ノ制服 ヲ着用前同様手段ニ 依リ丸福両替店ヨリ軍票 五千九百五十元五十七錢ヲ携 行セシメ登部隊本部ニ 到リ哨兵ヲ欺キ通過シ 籠拔ヲナシ該金ヲ詐取ス
七月一日登部 隊軍法會議 審	七年

1519

詐欺	詐欺
住所 [redacted] 宮城縣 [redacted] 本籍 宮城縣 [redacted]	住所 上海開 [redacted] (予中尉) 貿易商 [redacted] (別名) [redacted] 當四十二年
四月 自	
(1) 代金支拂ノ意志ナキニ不 拘洋服ニ着ヲ調製代金 二百七十円ヲ未拂ノ俸送 タル外振興組合出入商 十軒ヨリ十回ニ亙リ百十五円	(2) 更ニ邦人一ヨリ返済ノ意 志ナキニ不拘金三千六百円 銀六十元ヲ借用詐欺取 詐欺取シ
七月八日登部 隊軍法會議 檢察官宛 事件送致	力物資ヲ拂下ケ或ハ崇明 島ニ賭博場ヲ開設セシム 等ノ嘘言ヲ弄シ支那人 ヨリ二万二千四百八十三元ヲ 詐欺取シ 檢察官宛 事件送致
	中 理

窃盗	横領
上海	振興購買組合
事務員	富子年
五月	至
ヲ取取シ	(2) カフニ山ニ軒外ヲ所ニ於テ 上海憲兵隊本部憲兵 但長西山実又小林曹長 ト詐稱ニ三月四日錢ヲ無 錢飲食シ
(3) カフニニ於テ知合ヒタル 山本准尉ニ對シ憲兵軍 曹ナリト詐稱信用セシメ同 人宿舍ニ泊翌日私服 物入ヨリ金三千円ヲ取取逃 走シ	(4) 前記山本准尉宿泊中
懲役	二年

本籍	富山縣 住所 上海 掠奪 （予、上） 社員 當四十年
借用セルワイシャツ一枚 給品襦袢一枚ヲ着用ノ際 逃走之ヲ横領ス	昭三 被責昭和十三年十二月七 日江蘇省常州城内ニ於テ 病馬廠ニ勤務中當時 同城内空家ニテ苦力ニ 名カ聲見セル銀塊四圓 ヲ掠奪鮮人ニ五元 （内二千七百円ハ不通紙幣ノ タメ未却）ニテ賣却 隠匿内地ニ般還再渡支金 本年一月該金ヲ取去リ軍票 ニ兩替ノ上遊興ニ費消ス
領受言フ 移牒ヨリ搜 査上七月一日 登部隊軍ニ舞 法會議檢察執行 官宛事件猶予 送致	猶予

有價証券	偽造	行使	詐欺	未遂	脅喝	未遂	住所
本籍 北海道	住所 上海	仲介業	当三十八年	本籍 東京市			
上記三名は不良セーザート共謀 (1) 登部隊経理部長兼議檢察官 給係ハ米、生糸、煙草 搬出入許可証三枚ヲ偽造支那人ニ賣却シ金ヲ詐取セシタルカ偽造ナルト發覺失敗シ (2) 邦人經營裕豊紡績株式會社ノ荷渡証券三百枚ヲ偽造内一枚ヲ行使シ銀三千元ヲ詐取シ更ニ殘部ヲ支那人ニ賣却セ							
七月十日登部隊軍法會議 審理中							

上海	仲分業	当三十五年	本籍	島根縣	住所	上海	仲分業	当四十五年	別名
トシタル力辨覺ヲ虞 レテ中止シ (3) 戒煙局倉庫係支那人 一ヲ恐喝五萬元ヲ喝取 セトシ未遂ニ終ル									

1524

買	故	物	賊
水籍 愛媛縣 [redacted]	当三十七年 [redacted] 飲食店 (予獸軍)	住所 [redacted] 南昌市 [redacted]	水籍 滋賀縣 [redacted]
陸軍兵ヨリ醬油一樽購入 方交涉ヲ受ケ軍用品ニシ テ且賊品ナルコトヲ知悉		五月 至 四月 テ賊品ナルコトヲ知悉シテ ラ百五十円ヲ買ス	陸軍兵ヨリ白米四俵醬油四 樽ロソクニ箱購分ノ交 渉ヲ受ケルヤ軍用糧秣ニ テ賊品ナルコトヲ知悉シテ 長官宛捜査報告書 類ノミ
理		審	七月十七日 阿南部隊 軍法會議

1525

中華
民國

食料品雜貨商
(鮮人)

漢中市

住所

町四丁目九ツ

朝鮮京城府蓬萊

本籍

当五十九年

飲食店

南昌市

住所

シケラ十内ニテ故買ス

領
敬
言
移
牒

審

中

1526

ニ於テ
ル阿
片取
緋令
遺友

本籍

朝鮮

住所

河南

雜貨店員

(鮮人)

当三十二年

自

昭五

二

至

昭天

六

漢口ヨリ襄西地区ニ阿片

密賣セハ巨額ノ利ヲ得

ラル、噂ヲ聞クヤ阿片ヲ

密賣ヲ爲スヘク昨年

七月ヨリ本年六月迄

阿片ヲ密輸賣却ス

理

中

本籍 廣島市	当千七年	雜貨商 (鮮人)	住所 河南省	本籍 朝鮮	当三千八年

物	賊
本籍 廣島縣 当三十九年 業 化粧品商並「タリ」 育	住所 漢中市 （市上） 自 ヨリガソリニ自動車用 中袋一本ヲ故買ス 二下向
報告 官宛捜査 法会議長 南部隊軍 七月一日阿	上記三名ハ賊物ナルトヲ 認識シテラ現役軍人 人ト共ニ 関係現役軍 審
理	審

1529

買		故	
住所 漢口市 百九號	(予、二)	住所 漢口市 百九號	(予、二)
自動車運輸業	当三十四年	自動車運輸業	当三十四年
本籍 熊本市		本籍 熊本市	
住所 漢口市	(予、上)	住所 漢口市	(予、上)
日活多シシ事員	当三十五年	日活多シシ事員	当三十五年

1530

處分結果

五月々報中

七三一 竊盜

〃 〃 贓物故買

七三二 外國為替管理法違反

七三八 〃

六月々報中

七三七 詐欺

〃 〃 業務横領横領詐欺
贓物故買

懲役二年

〃 一年六月

懲役十月

罰金百円

罰金二千円

沒收三万八千円
罰金八千円

懲役五年

〃

〃 一年六月

懲役六月

二年間執行猶予
罰金五千円

1531

附表第五

昭和六年七月邦人適用スル軍律違反表 中那派遺憲兵隊司令部				姓名	内台籍人別職業	犯行	犯行ノ概要	處置	處分
軍律違反				本籍	朝鮮	自	満洲国在住ノ実兄ト謀リ	七月二十日	登部隊
住所				音	崙	十一回	三回リ軍票三十三百七十	軍律會議	
至				大	五	月	満洲国幣五千三百十五	長官宛	
元運属(朝鮮人)				事	航	空	郵便封入シ新京在在	捜査報	
三月ヲ不正利得ス				ノ	実	兄	宛密送シ一千九百甲	告	
中 理 審				結	果	處	分		

1532

極秘

中支那ニ於ケル軍人軍屬思想狀況半年報

昭和十六年八月二十日

支那派遣軍總司令部

目次

一、一般状況	一
二、通信ニ現ハレタル思想傾向	一
三、言動ニ現ハレタル思想傾向	三
四、犯罪ニ現ハレタル思想傾向	三
五、其他言行ニ現ハレタル思想傾向	五
六、思想要注意軍人軍属ノ状況	六
七、原因観察	六
八、思想對策	七

一、一般狀況

昭和十六年上半年期（自一月至六月）間ニ於ケル在中支軍人軍屬ノ思想動

向ハ一般ニ穩健且士氣旺盛ニシテ特異ノ事象ヲ認メス

又思想要注意者トシテ視察中ノ者モ一般ニ從軍ヲ機トシ過去ノ汚名ヲ挽回センコトヲ期シ軍務ニ精勵シアリテ主義的行動ニ出ルモノ等ナシ

然レ共駐留久シキニ伴ヒ一部ノ者ノ間ニハ厭戰的思想ヲ窺知セラ
ルル狀況ナシトセス即チ犯罪、通信、言動等ヲ通シテ考察スルニ
軍隊生活ヲ厭忌シ或ハ慕郷ノ念ニ驅ラレテ逃亡離隊シ或ハ出征當
時ノ堅キ決意ヲ忘却シテ

○凱旋希望

○戰爭（軍隊生活）倦怠、嫌忌

○進級給與ニ對スル不平不満

○上 官 誹 謗

等ノ要注意言動、通信ヲ爲ス者等ヲ散見ス

之等事象ハ素ヨリ思想的策動乃至背景等ニ深キ根底ヲ有スルモノ
ニ非スト雖モ斯ル不平不満乃至厭戰的傾向ハ左翼思想發芽ノ溫床
トナリ思想的謀略ニ乗セララルル弱點ヲ形成スルヲ以テ一些事トシ
テ看過スルコト無ク豫防措置ニ萬全ヲ期スル要アリト認ム

ニ 通 信 ニ 現 レ タ ル 思 想 傾 向

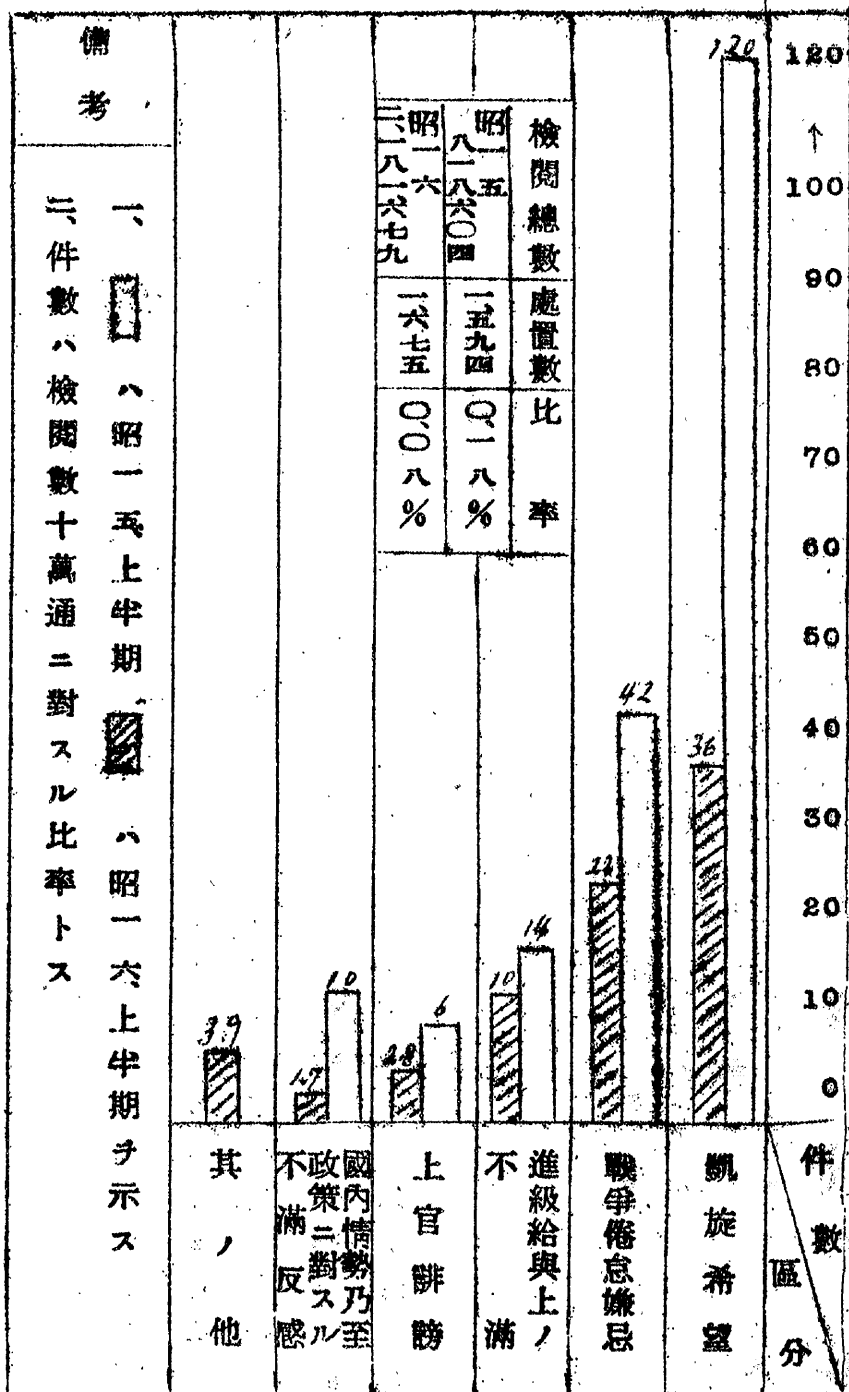
本期中軍人軍屬ノ發信スル通信物檢閱總數二一八一、六七九通中思
想上有害ト認メ處置シタルモノ一、六七五通アリ（檢閱總數ニ對ス
ル比率〇・〇八%「千通中〇・八通弱」）

之ヲ内容別ニ觀察スレハ左表ノ如ク凱旋希望最モ多ク處置數ノ約
四七割ヲ占メ戰爭倦怠、嫌忌、進級給與ニ對スル不滿之ニ頭キ多
シアリ

月別	處置區分					
	凱旋希望	戦争(軍隊生活)倦怠嫌忌	進級給與上ノ不滿	上官誹謗	國內情勢乃至政策ニ對スル不滿反感	其他
一月	二七八	一二七	八四	二三	一三	二二
二月	二六七	一一六	八四	四〇	八	一五
三月	二四三	一一四	八〇	二八	一〇	六
四月	三一〇	一五四	八六	四四	一〇	三
五月	二七六	一五五	六九	三〇	八	一一
六月	三〇一	一二三	八〇	五五	六	二八
計	一、六七五	七八九	四八三	二二〇	六一	八五

而シテ之ヲ前年同期ノ狀況ト對比スレハ素表ノ如ク著シク減少セリ

主要事例附録第一ノ如シ



本期間知得セル軍人軍屬ノ言動中思想上有害ト認メラルモノヲ
舉クレハ左表ノ如ク凱旋希望の言動最モ多ク軍制統御進級給與ニ
對スル不滿反感、戰爭倦怠、嫌忌、上官誹謗等ノ言動之ニ次ク
而シテ之ヲ階級別ニ觀レハ兵ニ在リテハ軍制統御、進級給與ニ對
スル不滿言動三七九件最モ多ク將校、下士官ニ凱旋希望の言動多
キハ留意スヘキ點ナリトス

三

四 非違犯罪ニ現レタル思想傾向

非違犯罪ヲ通シ將兵ノ思想狀況ヲ觀察スルニ純思想犯ト認ムヘキモノナキモ逃亡（含離隊）、辱職、抗命、上官暴行、脅迫、侮辱等ノ重要軍紀犯依然散見シアリ之ヲ罪別ニ表示スレバ左表ノ如ク逃亡（含離隊）九〇件最も多ク

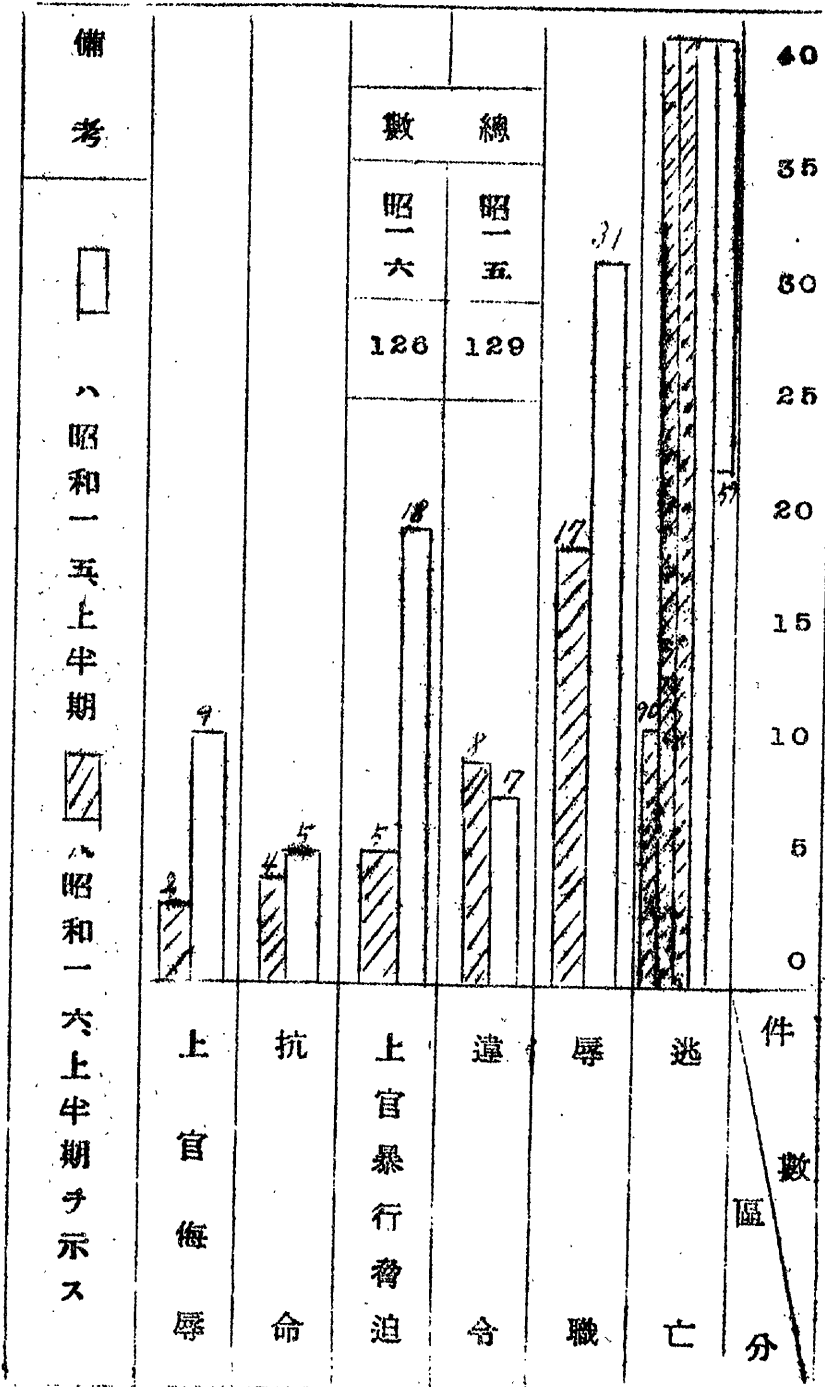
備考	戰争嫌惡、倦怠	上官誹謗	國內情勢ニ對スル不安反感	時局問題ニ對スル當局ノ施策ニ關スルモノ	其他反感不滿ヲ洩スモノ
將校ハ殆ント尉官級ニシテ殊ニ召集者ニ多シ	三一	一四	二〇	七	
	一二四	九六	一四	八	四
	二四三	一六三	一五	二	三
	三二	三六	八	二	一
	四三〇	三〇九	五七	一九	八

辱職、違令等ノ職務犯之ニ亞ク

月別	罪別 總數		逃亡(含離隊)	辱職	違令	上官暴行、脅迫	抗命	上官侮辱
	別	總						
一月	一九	一〇	一〇	五	三	一		
二月	二六	二一	二一	二	二		一	
三月	二一	一三	一三	七			一	
四月	一六	一三	一三		二		一	
五月	一九	一二	一二	一	一	二	一	二
六月	二五	二一	二一	二		二		
計	一二六	九〇	九〇	一七	八	五	四	二

尙之ヲ前年同期ニ對比スレハ次表ノ如ク上官暴行、侮辱、抗命等ノ對上官犯ハ著減セルニ反シ逃亡(含離隊)違令等ハ對蹠的ニ増加シアリ

右ハ兵員ノ交代ニ件フ若年兵ノ増加ニ依ルモノト認ム即チ對上官
 犯ハ古年次兵ニ、逃亡離隊ハ若年兵ニ増發スル傾向アリ
 主要事例附録第三ノ如シ



五 其他實行ニ現レタル思想傾向

(1) 敵側思想宣傳物件郵送又ハ携行

敵側ハ傳單ノ撒(貼)布、落書、新聞雜誌掲載、「ラヂオ」放送、文書郵送等ニヨリ我軍人軍屬ニ對シ執拗ナル反戰思想謀略ヲ行ヒアルカ本期間中敵側ノ宣傳文書ヲ携行郵送等ノ方法ニ依リ國內ニ搬入ヲ計リタルモノ四一件アリタリ

之等ハ好奇心ヨリ或ハ從軍記念トスル爲ニシテ思想的企圖ニシテクモノニ非スト稱シタルモ中ニハ其ノ携行方法等巧妙ニシテナル好奇心ノミト認ノ得サルモノアリ

(2) 手記

長期駐留ニ倦キ又ハ戰爭ヲ罪惡視シ從軍日誌又ハ手帳等ニ反戰氣運濃厚ナル事項ヲ記載シ携行セルモノ等注意ヲ要スルノアリタリ

主要事例附録第四ノ如シ

六 思想要注意軍人軍屬ノ狀況

本期在隊思想要注意軍人軍屬ハ左表ノ如ク三六名アリテ全部左翼主義者ナリ

而シテ其ノ大部ハ從軍ヲ機トシ過去ノ汚名ヲ挽回セント堅キ決意ヲ以テ軍務ニ精勵シアリテ思想遷善ヲ認メラルルモ之等ハ過去ニ於テ包藏セシ思想ノ浸潤ハ相當根強キモノアリテ之ヲ一朝ニシテ根底ヨリ清算スルノ至難ナルコトハ想像ニ難カラサル所ニシテ殊ニ最近内地ニ於ケル左翼主義者ノ運動方針方前歴ヲ有スルモノニ對シ活潑ナル策動ヲ展開シアル狀況ニ鑑ミ注意ヲ要ス

主 義 別	階級別				計
	總 數	下士官	兵	軍 屬	
	二	二	六	八	三六
					六

原因観察

通信、言動、犯罪等ヲ通シ要注意思想抬頭ノ原因ヲ檢討スルニ

○軍人精神ノ弛緩

○戦争意義ニ對スル認識不足

○軍紀ニ關スル觀念ノ缺如

○個人主義思想ノ胚胎

○戦争ニ對スル恐怖

○身体ノ虛弱

等ノ精神的弛緩ニ基因スルコト勿論ナルモ

其ノ他(愚注)	美、露主義	
	乙	甲
一	一	一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九

八、思想對策

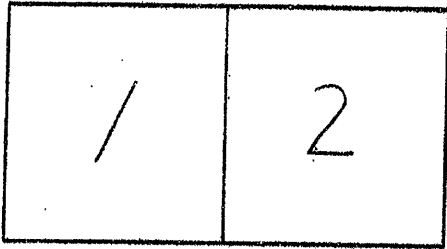
- 幹部ノ統御能力ノ缺如
- 進級給與上ノ差別
- 戰場生活ノ殺伐性、孤獨禁慾生活
- 家庭ノ狀況
- 敵側思想宣傳謀略ノ影響
- 思想要注意者ノ策動
- 現地邦人ノ言動
- 購備圖書ノ感化
- 等ノ他動的原因ニ因ル所亦大ナリ

概況右ノ如ク將兵ノ思想動向ハ一般ニ穩健着實ナルモ駐留久シキ
 軍ニ伴ヒ漸次精神的ニ弛緩ヲ生シ厭戰氣運醜陋シ惡質思想漸
 慢ヲ招來スルニ至ルヲ以テ左表ノ如ク精神的方面ヨリ道義ノ昂揚

1547

ヲ圖ルト共ニ諸施策ヲ講シ惡質思想ノ未然防止ニ努ムルノ要アリ
ト認ム

分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影 順 序	
分割撮影 した 理 由	A 3 判以上のため
上記のとおり分割撮影したことを 証明する // 年 / 月 22 日 主務者又は 撮影立会者 上野英樹 (印) (印)	

思想對策

策對部内

要訣
 思想ノ潛流ニ注意シ形無キニ視、整ナキニ聽キ省察ヲ怠ラス萌芽ノ中ニ徹底的ニ摘發ヲ除ス

策對部外

軍自衛ノ肅正強化

- 精神教育ノ徹底強化（勸諭、戰陣訓等ヨリ）
- 幹部ノ率先垂範
- 信賞必罰主義ノ徹底
- 軍紀風紀ノ刷新強化

部下ノ指導

- 適正ナル掌握監督指導
- 事變ノ實質意義ノ認識徹底
- 正シキ國內情勢及國際情勢ノ紹介
- 性格、境遇等ニ應シ適正ナル個人指導
- 購書籍並ニ日誌等ノ點檢勵行
- 通信及酒保備付圖書ノ檢閱勵行

處遇ノ改善

- 公正妥當ナル人事、行政
- 給與ノ充實
- 慰安娛樂諸施設ノ擴充研究
- 一地ニ長ク駐留セシメス精神轉換ヲ期ス

家庭ノ緊密化

- 貧困家庭救助
- 家庭ニ對スル不安ノ除去

惡質思想ノ警戒

- 通信言動視察ニ依ル思想觀察
- 惡質軍紀犯罪非行ニ對スル檢討
- 狀況ニ應スル將兵ノ心理狀況ノ觀察
- 性格經歷ニ基ク心理狀況ノ觀察
- 思想上危險ノ虞多キ環境ニアル部隊將兵行動注意

要者ノ視察

- 不平不満分子並ニ在隊思想注意者ノ發見
- 要注意者ノ心理狀態ノ觀察
- 言動ノ觀察
- 外部トノ連絡狀況ノ視察

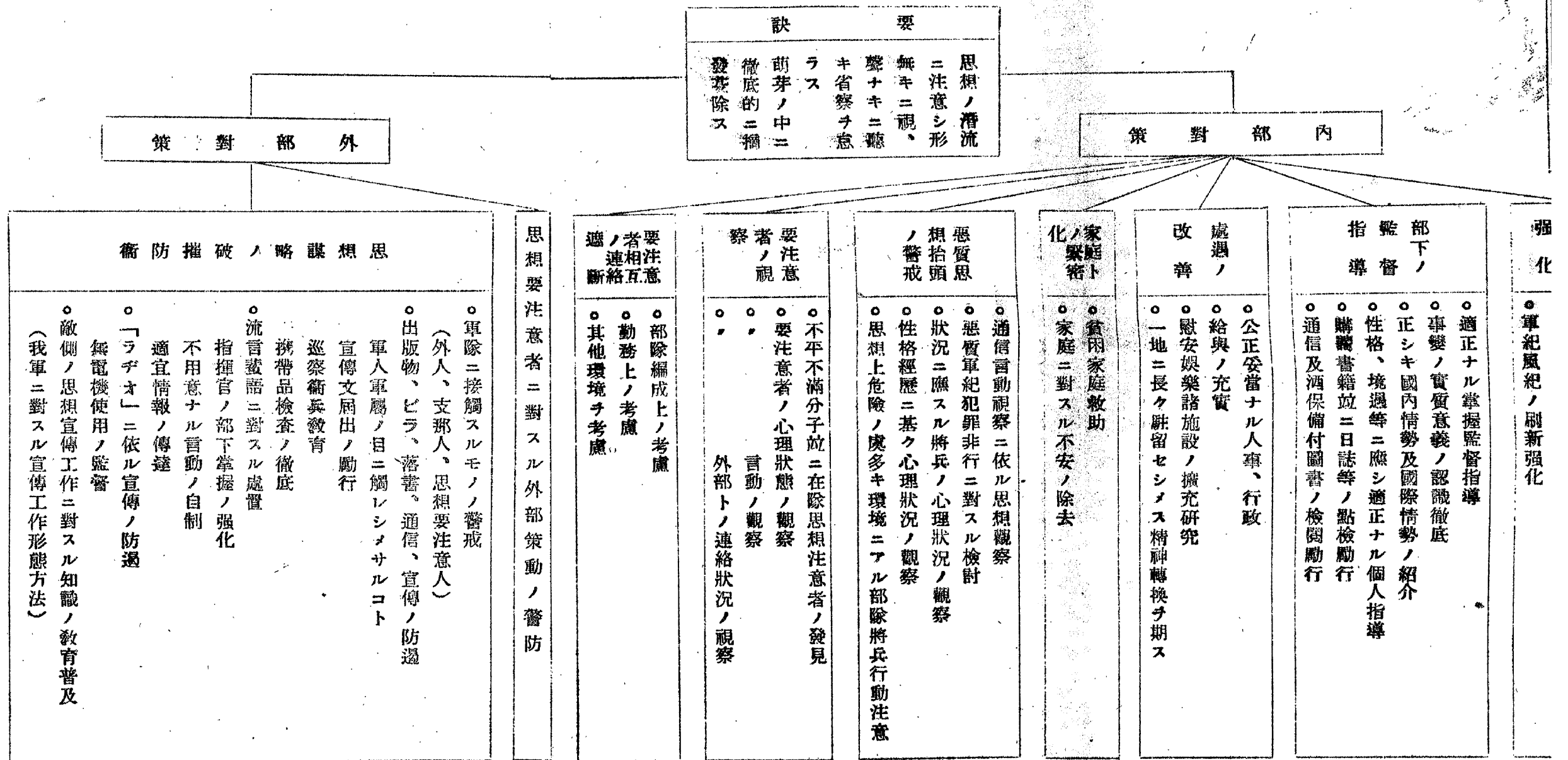
要者ノ連絡遮斷

- 部隊編成上ノ考慮
- 勤務上ノ考慮
- 其他環境ヲ考慮

思想要注意者ニ對スル外部策動ノ警防

思想謀略ノ破摧防衛

- 軍隊ニ接觸スルモノノ警戒
- （外人、支那人、思想要注意人）
- 出版物、ビラ、落書、通信、宣傳ノ防遏
- 軍人軍屬ノ目ニ觸レシメサルコト
- 宣傳文扇出ノ勵行
- 巡察衛兵教育
- 携帶品檢査ノ徹底
- 流言蜚語ニ對スル處置
- 指揮官ノ部下掌握ノ強化
- 不用意ナル言動ノ自制
- 適宜情報ノ傳達
- 「ラヂオ」ニ依ル宣傳ノ防遏
- 無電機使用ノ監督
- 敵側ノ思想宣傳工作ニ對スル知識ノ教育普及
- （我軍ニ對スル宣傳工作ヲ影射方ナシ）



1550

附

録

凱旋希望

第一 要注意通信主要事例

◎隊中一番の話題は相變らず交代兵が來るとか來ないとか何年兵迄歸るとか何處の兵室もわい／＼言つてゐます。小生も首を長くして待つてゐる一員です。又之を樂しみに生きてゐるのでもあります。

◎戦地に三年三ヶ月も居れば故郷へ歸り度い氣持許りです。東洋平和の爲とか國の爲とか上邊文皆一流の事は言つてゐるが本心は皆故國の事を考へて歸りたがつてゐる。

◎近く歸る事とそれのみ樂しみに働いてゐますが仲々歸して呉れません。又〇〇方面の討伐に参加の止むなきに至りました。三年余りの御奉公も未だ足りないらしく全く呆れて物が言へません。

◎部隊の都合が付かなければ入院して歸ります。幾らでも手段はありますからね。

◎支那人でさへも妻子と睦じさうに暮してゐるのを見ると無性に歸りたくなります。

◎今直ぐに歸して呉れれば勳章は勿論、星なんか要らない、一つ星で結構だ。

◎あゝ早く歸りたい。お互に一年余りも別れて若い情熱や貞操を守り通してゐる者の心情としては無理なことです。貴女一人が私の力です。其の内に自分と貴女の仲に可愛い子供が出来て父となり母となつて人の爲すべき務が終るのです。其の日の幸福を！

◎急にセンチになり故郷が戀しい、或時は興奮して夢を見たり、無性に故郷が戀しくなつたりする。あゝ戀しい故郷！今頃は歸れる

と思つてゐたのに
全く神も佛も無い。

戦斗倦怠、嫌忌（含軍隊生活厭忌）

- ◎戦争が長期となり凱旋といふも「デマ」ばかりで乞食奴隸同様に引廻される我々は何時命が無くなるかと思へばつく／＼嫌になる。
- ◎又近いうちに作戦に参加せねばならぬとの事、女々しい話だが満期前になつて作戦ばかりで嫌な氣がします。
- ◎苦しい時には愚痴も出るよ。何にしても早く「カーキ」色の軍服を捨てるのだ、何の因果か二日違ひで除隊出来なかつた。
- ◎長い間御國の爲とは言ひ乍ら戦友が次から次へと斃れて行くのを見ると戦地生活には嫌氣がさして來ます。戦斗は人生の最大悲劇

です。家族の事を思ふと之以上戦ふ氣にもなりません

◎現役兵は義務年限あるを以て已むを得ないとしても補充兵は事變さへ發生しなければこんな軍服を着けなくとも良いし此の様な寂しい想もしなくて良いのですもの、戦争には飽き／＼です。

◎軍隊は社會以上に矛盾してゐる處である。長い間何故何を求めて今日迄暮して來たか何一つ希望も無く一日も早く兄の様に自由の身となることを鶴首してゐる。

◎軍隊に入つて見よ三十一、二の大きな親爺が若い二十一、二の古兵に氣合を掛けられてゐる所は癪に障つて見て居れん。

◎何と情無い事でせうか、今細い「ランプ」の灯を見つめ乍ら想ひますによくも生き抜いて來たと感じます。兵隊とはこんなに苦勞に苦勞をせねばならぬものでせうか。

これから先を想像すれば全く暗黒の生命です。

◎コロ／＼と倒れて行く彼等の姿を見る時人間の生命なんて戦友であれば余計だ、ぐつと胸に込み上げて頬を冷たく流れる一滴、二滴余りにも惨めなものだ。それが戦争なんだ。何故人間は戦はねばならないのだらうか。

◎考へる程我々は誰の爲に軍務に盡してゐるのか判らない召集が人生の中最不幸なる如く考へられます。

◎其の日其の時に生きる我等の運命は流星の如く今日あり明日無き命だ内地が戀しく懐かしく何の爲の戦だらう俺は何事も考へる余地なき人間となり命令の儘動いてゐる。

◎毎日大砲の音や雨の様な輕機の音本當に今日は死ぬか明日は死ぬかと思つて居ります。もう戦争はつく／＼嫌になりました。

◎陸軍服役令が改正され相當下士官が制限されました。康夫君は絶

對下士官志願せぬやうに――全く軍人は駄目だよ。國の爲とは言ひ乍ら何時死ぬやら解らぬ。

◎前線に居た時は左程感じなかつたが軍隊が此處へ來てから銃劍術に演習に内務に苦しいと言ふことを痛切に感じます。

◎事變の爲に將來の生活といふものを根底から覆へされた者も澤山あると思ふね、二年も三年も戦地に居れば誰しも本來の仕事は忘れて仕舞ふからな、軍隊に居れば一年に千圓の金が溜るが金よりやはり愛情の方が良い。

上官誹謗

◎幾ら馬鹿でも上官の言ふことは御無理御尤で聞かなければならぬ我々兵隊は本當に可愛想なものです、全く涙が出ます。

◎ 自分が教育した幹部候補生が現在では中尉さんです。何も出来なかつた者であつたが階級が付けば仕方ありません。全く軍隊は階級ですからね。

◎ 今の處中隊の兵は皆苦しんでゐる。之も馬鹿な幹部が居る爲だ。

◎ 今は下士官と將校が少しも團結してゐない爲に何をするにも失敗が多くこれは下士官達が團結してゐて將校の方が團結してゐないからです。今の將校は皆若い戰場馴れのしない奴ばかりだからね。

◎ 中隊の幹部は膽の小さい者ばかりです、兵隊は其の悪口ばかりですよ。之は内緒ですが中隊長は朝から附近の雉鳴壁に餘念がありません。

◎ 今でもあの野郎の氣取る姿が忌々しくも悪魔の像の如く腦裏に浮んで來ることが度々です。それは義憤と憎惡とを以て胸中が一杯になる有様です。誠に生涯忘れることの出来ない存在になつたの

が残念だ。

◎十日程前に我々の初年兵だった幹部候補生の見習士官が遁入つて来たが全く嫌になつてしまふ、やがて少尉に任官して我々が絞られるのだが軍隊も矛盾してゐる

進級給與上ノ不満

◎我々は豫備役で進級は遅いし其の上恩給年限近くなると直ちに召集解除にされ恩給も貰へず不公平の至りだ。

◎軍隊は成績の良いものが必ずしも進級が早いとは限らない。實力が無くても上官の機嫌をとるものが結局進級は早い。

◎進級を目的に來てゐるのではないが補充兵が一年も経たぬ間に上等兵になるのに現役四年兵を一等兵とは何のことだ、年功でも上等兵位にしても罪にはなるまい。

◎戦争になると副食物は現地徴發せよとの命令で支給されないので路傍に落ちてゐる豆を拾つて食べたります。それに比し將校は何時も玉子や肉を食べて酒を飲み酔拂つてゐると撲り付けたくなります。

◎内地は代用食、戦地にも遂に代用食時代となりました。殆ど連日の様にうどんばかりで近頃はうどんの代用食にも飽きて來ました。

◎軍隊生活一ヶ年初めて軍隊といふものを知りました。軍隊は運隊と言ひますが本當にさうです、自分は例外としても他の當然上等兵に進級しなければならぬ人が皆落ち思ひがけぬ人が進級して居る様な次第です。

◎唯怨むべきは兵隊の俸給なり之ばかりは物價の高低に拘はらず一定で一、二度外出したらもうパイ／＼してゐます。

◎同じ中隊で彼は伍長僕は？歸る時も一語だ人々はどんな目で見る

か、草を噛み泥に臥した俺と平和で銃聲一つ聞かぬ者と全く軍隊は矛盾だらけだ。

國內情勢乃至當局ノ施政ニ對スル不安反感

◎現況を見ると繼て米或は蘇と一戦を交へる時期が來ると思ひます。果して今日の日本は最後迄此の難局を打開し得るか何うか、甚だ疑問です。

◎内地の經濟狀況を聞くと何だか歸るのが恐ろしい様な氣がする。内地から來る人の話では歸還者を迎へる人は現在無いとか、町内の人も全然迎へて呉れない、野戦から歸つた者が可愛想だ。

◎便り並に慰問袋の數が上陸當時より段々と減つて來たのは目分違にとつて淋しいことの一つです。銃後の人々は大きな作戦が行はれなくなり新聞やラヂオでも宣傳しないので兵隊は余り苦勞して

居ないと考えてゐるのでは無いでせうか。

◎翼賛會が精動化するとか政治性を除けとか論議してゐる間に有馬伯以下辭職す、こんな馬鹿な話があるだらうか。

俺なんか國民の組織が之で完成するかと大いに期待してゐたのに戦地に居る俺たちには経緯は分らぬ、唯腹が立つただけだよ。

◎日蘇中立條約とか何とか言つて内地では一部喜んで居る者もあるなんて聞くが條約なんて實力の前には一枚の反古紙だ。現に獨逸がさうです。こゝ三、四年の間に又日本が一大決心をせねばならぬ秋があるでないでせうか。

◎我々は戦には勝つたが勝ちたるが故に又長期間に亘り非常時と言ひながら果して其の根本をしつかり確認せる者即ち「憂國の志士老若を問はず」本當に有りますでせうか一概には申されませんが耳にするとところに依りますと殘念乍ら疑はざるを得ない事が

あります。

◎銃後は固いとか何とか言つてもうはべ丈で何の用にか立ち得べしとも思はれず親類等と言つても何もならん此頃はくたびれた銃後であるといふ評判です。こんなことでは將來が案じられるのです。

◎新體制翼賛會第二議會政治も昔の遺物として歴史の一部文字として書き残され果は左へすべきか、右へすべきか、政府が右といつて國民を指示し又左といつて指導し果して吾々の生き進む道が那邊にあるや、内地に居る國民さへも一寸先解らぬ世の中、ましてや異郷の地ではさつぱりだ。

◎新體制とか翼賛會とかどんなものか少しも解らぬ。又解らうとする情熱もない唯何となく自分の國を瀕死の病人の如くしながら大改革だと騒いでゐる様な印象を受ける。

◎重慶が疲勞してゐる程には日本は疲勞してゐないとの報道を簡単に検討もせず吞込む報道の傍觀者ではありません（中略）

汪と蔣と爲政者としての二人を比較する時私は蔣の絶倫を買ひます。招かれざる客が不自然に見えなくなつた時——遠き將來に於て——支那に於ける招かれざる客が日本に置換されることを危惧します。

凱旋希望

第二 要注意言動主要事例

◎外出しても何をして面白くない、渡支當時は死ぬ気で張切つて来たが今は最早そんな考は無くなつた、無事に一日も早く凱旋する事が肝心だ。

◎三年四年と長い戦場生活をして居ると限りなく故郷が懐しくなつてくる、戦闘に出れば先頭で弾の中る公算が多い故生命のある中に早く凱旋したひものだ。

◎我々下級將校は恩給がつきそうになると直ぐ内地に凱旋をさせるから今の中に凱旋させて貰つた方が如何程得か知れない。除隊後會社に勤めても同僚は遙かに昇り下の者には追抜かれて居ると云ふ様な状況だから一日も早く内地に歸り度い

◎一日や二日の並國旅行でさえ旅愁を感じるのが人間である況んや

戦地に三年も居て内地に歸りたいのは僕一人ではなからう。

◎出征以來三年有餘の年月が過ぎたが戦は何時迄も見通しが付かない。歸りたくとも歸られない、存氣に日を送ることだ。

◎皆んな眞面目な顔をして居るが誰一人歸り度くない者があるものか、こんな殺風氣な處でアンペラ造りの家に寢起してまるで馬小屋同様だ早く内地に歸つて疊の上に寢て見度い

◎兵隊が歸還し度いと言ふのも無理ではない、我々將校でさえ歸還を望んで居るのだから時に我々召集將校では頭が上らない、早く歸つて妻子の顔でも見たいものだ？

◎何時歸れることやら今年の四月か來年の花咲く頃か五年先か十年先か涙が出て來るばかり

◎おいこれが僕の妻だよ丁度四年目だから僕以上に凱旋が待遠しい

だらう。三年越の一等兵を歸すのを忘れて内地の若い現役を遊ばして置くなんて實に矛盾した話だ。

◎將校は種々の名目で出征間もなく凱旋するが普通の兵隊は迎も當分歸る見込がない矛盾も甚だしい。

◎早く歸りて可愛い妻子と生活出来れば満足だ。勳章も賜金も不要だ。一日も早く妻子の處へ歸して貰ひ度い

戦争倦怠嫌忌（含軍隊生活厭忌）

◎今度の交代に又奥地さか 今となつては前線に行つて死に度くない、永い間でも一地に駐屯警備する方が良い。

◎最近の様に共匪や游撃隊に再三襲撃せられては如何に辛抱強い者でも辛抱し切れず戦争はつく嫌になつた。

◎眞面目にやつて居るのも良し悪しだ、何んさかして病氣でも作爲して歸らんことには今度の作戰には命が危ないらしい。

◎ いざ戦争となれば逃げる事だつてある指揮者が先に進まぬ限り出鱈目には飛び出せない。ばや／＼して彈丸に當るより逃げて居た方が増した

◎ 軍隊生活等ハ何も期待してゐないから樂をして面白く過せば良い萬年一等兵で結構だ、要領の良い奴になると半年も「何ダ彼ダ」と言つて入院生活をやり自分が一等兵に進級したのも知らないで居る。

◎ 此の事變程日本の爲政者達に戦争と云ふものを良く教へたことはない慘酷な戦争を美談として語られたのは過去の事だ、日本人の總ては反省し沈思し平和の再建に努力すべきだ。

◎ 死んだりなんかしたら迎も慘々なものだ、俺は然も得もない一日も早く内地に歸り度いと思つて居る。

◎ 昔の人は良く言つて居る、命あつての物種とか全く死んで花實が

あるでなし今後の討伐には残留だ歸還の間際に護國の華さか言はれても始まらない桑原々々

◎御國の爲さは言へ三年半も戦地に身命を賭して居るさ嫌になる。家事の事を思ふと負傷でもして還送され無事な家族の顔でも見度い

◎戦争始めてより既に五ケ年間働いたが何の爲に働いたか近頃自分乍ら判断に苦しむ様になつた。早く事變の處理を欲す。

◎青春時代も遂に軍隊生活で終るかと思へば哀れを感じる。戦争に勝つても次の時代の者にのみ感謝されるかも知れないが吾々は唯苦痛と退屈あるばかりだ。

◎上の者は下の者を苦しめる事ばかり知つてゐるが可愛がることは全然知らぬ何かと言ふと直ぐ命令で押へつける。軍隊なんてもう
 倦き
 だ。

◎ 好い年をして今更召集だなんて全く困つたものだ、滿洲事變に生き残り今更敵弾に斃れ度くない出勤の時には何んぞか情況をつけて殘留志願し度い。

◎ 支那人に食塩を配つたりして宣撫するが果して眞に心服する者は何人あるだらうか、日本軍が引揚げなければ逆戻りするのだつたら最初からこんな戦争はやらねば良かったんだ。

◎ 此の間部落を検索したら支那側の傳單があつた。全部が全部「チヤン」の宣傳する様なことではないだらうが日本も萬更軍閥がないことはないだらう。

◎ 愛國とか正義とか言ふと体裁が良いが戦闘は鬼畜の行爲だ、生命の遺る取りが我々には一文の益も無い事を知り乍ら敢へて之を爲さなくてはならない、馬鹿らしくて物が言へぬ。

◎支那全土を赤く血で染めて有ゆるものを焦土と化し乍ら軍部は尙も東洋の平和を夢見て居る。

◎討伐時城外に出て農夫の使用して居る水牛を見ると姿こつ變れつくづく自分等の立場同様だ戦争の苛酷さを思はずには居られない◎上海の地方人の豪遊振りを我々は見て居るさ腹が立つて仕方がない、我々兵隊は之等資本家や財閥の金儲けを手傳つて居る様な感じがする、生命賭けて働いて十圓内外の「サラリー」だ。

◎今迄相當苦勞して來たが誰の爲に苦勞して來たのか判らない如何に國の爲さは言へ何時迄軍隊に居るのか知らぬが早く入院でまして内地還送にでもなり度い。

◎支那事變も既に四年も経つたが事變は何時解決するか分らぬ。此の様では何時迄戦争したつて唯國力を消耗し國民生活を窮地に追ひ込むばかりだ。此の莫大なる戦費は一体誰が何處から補ふ心

算だらう。

上官誹謗

◎我々は兵隊で飯を食ふのではない、將校等は職業だ、昇進があり將來の希望がある、我々は嚴重な束縛を受けて何一つ自分の思ふ事は出来ない、生ける屍だ上級者の暴君振りを見せつけられて下級者の姿を見ると思はず涙が出る。

◎自分は此の間の外出の時「ペロペロ」に酔つた將校がくだらぬ女と抱き合つて大道を漫步して居るのを見たが全く愛想が盡きた。

◎年が四十近くにもなつてからやれ外出時間が何うのご自分の子供の様な將校や下士官に叱られるのは馬鹿らしくてやり切れない。

◎偉らそうな顔して威張つても幹候出身では駄目だ、戦になれば全然使へない。

◎前線と言ひ乍ら酒等の下給品の少い事將校は毎晩將校集會所で「

「ロハ」の酒を呑み酔振つて居る。兵の我々は八圓八十錢の俸給より一本一圓五十錢の酒を呑んで居る。少しは兵ノ心理ヲ辨へて貰ひ度い。

◎夜になれば酒の爛をしろ。もつと美味しいお菜を持つて來い、朝になれば女と寢た跡の床上だ。なんぼなんでも酷過ぎる。

幹候出身の將校なんか員數丈だ、一年や二年軍隊の飯を喰つたからつて何が判るか彼等がなめられるのも當前だ。

◎彈を恐れ乍ら部下には人一倍威張るのだからね、馬鹿々々しくて話にならない。七、八年も軍隊生活をした吾々には返事も出來ない

◎將校は兵隊を盲目だと思つて居る。糧秣係の吾々には良く判る

接待用品は午睡の目醒だ。其の上愈々となれば兵隊の加給品迄飲んだり喰つたりして下ふ。此の間も何處かの女に「ビール」。酒饅頭と當番に運ばせて居た。おまけに當番兵は慰安婦のお酌と來

てやがる將校は兵を奴隷視して居るぞ。

◎何が少尉だ初年兵當時は我々の靴磨きぢやないか二足三文の偽製彈少尉でも今は擡銃の隊長だ變つたものだ。蔣介石も有難い。

◎「ガソリン」は血の一滴だと言ふが通る自動車を見るに其れを口にする將校丈が涼しい顔で乗つて居る。全く可笑しくて言ふ事が腹が立つ。

◎將校なんて威張つて居ても我々下士官ヨリ劣るものが多い特に幹候の將校なんか言ふに及ばず。

進級、給與上ノ不満

◎人事係の准尉は金持の奴許りを上等兵にする、進級があるに豫想を裏切つて意外な双が進級する怪しからぬ。

◎自分の中隊は學科や術科が出来ても中隊長の氣に入つた者でなければ進級出来ない、進級の發表のある度に要領の良い双に提拔か

れる。

◎我々は眞面目に三年やつて居ても上等兵にして呉れないが彼等は將校當番をやつた爲めの出鱈目野郎が上等兵に進級したんだからいゝ加減なものだ。

◎戦地で身命賭して苦勞して居るより内地で樂をして居る双等が進級が早いのは矛盾も甚だしい、軍上層部は何を考へて居るのか不可解だ。

◎第一線警備地區では下給品に「ビール」等は拜んだ事がない下給品から何から何迄好いものは總て上の偉い双が取つて終つて兵隊さんは大根の尾でも味噌汁の中を捜さなければならぬ。

◎百三十圓の給料を貰つて居たのに八圓八十錢とは命を賭けた戦地に働くに余りにも情なくなる。

◎愈々長期戦に入るに従つて軍隊の規定も下士官以下を壓迫する様

になつた。下士官兵の營内居住制度等甚だ面白くない。

我々も營外居住になるのを楽しみに軍隊で暮して來たがもう駄目だ。早く止めて人生の新規蒔直しをやらねばならぬ。

◎近頃の給與は話にならぬ程悪い。之で戦争が出来ると思ふのか
長期戦とは言へ第一線を無視して困る全く榮養不良になる。

◎現役と召集の待遇の差は余りに非度く國家に對し同じ職務を果して居ると言ふ事を考へて貰ひ度い。

◎何時迄やつても軍曹だ、現役なら何も判らぬ鼻睡れ小僧でも曹長で御座いとか言つて週番副官だ、やり切れたもんぢやない。

◎實際軍隊で馬鹿げた者は下士官です、子供さんが出來たら之から學校に入れなければ駄目だ、二十や二十一で將校になり三十過ぎても下士官實際軍隊程差別のある所はありません。

◎物價が騰つても我々兵隊の俸給は僅少で然も昇らない。此の軍隊

生活も短期間であれば此の不自由も何とか辛抱出来るのだが事變も此の調子では何時片附くか判らぬ、除隊も出来ない、苦しいのは兵隊許りだ。

國內情勢乃至當局ノ施政ニ對スル不安反感

◎元來日本の外交政策は馬鹿正直だ、新政權に對して余り慈愛の程度を過した爲却つて嘲弄跋扈された感がある、之は支那側の皇軍に對する暴行事例を見ても明かだ。

◎歸還者の通信に依るに内地の若い娘達は嫁入りも出来ずよくしてゐるごか早婚獎勵を叫びある政府は今少し之が對策を研究して欲しい。

◎近頃内地の着物は派手になつて事變前より大柄を好み又歐洲戰に夢中で自國の軍隊の苦勞を忘却してゐるごか耳にするが新体制々々々と言つて掛聲ばかりは仲々好いが一向目立つた成果が見えな

い。

◎ 蘭印問題の如きは一氣に解決すべきだ。芳澤大使の態度は全く日本政府の弱体を世界に暴露した様なものだ、戦地に在る我々は安心して戦争が出来ない。

◎ 内地の物資統制々度は將來如何なる程度迄なるものか我々中産階級以下の者は鼻の下が乾き上つて終ひそうだ。

政府は出征家族だけでも何んとか救済して呉れないものか。

◎ 内地代表の慰問使だなんて縣の役人や各種學校長は流行語の様な挨拶で廻つて来る。慰問が見學が分らない、こんな奴に定つて北支から南下するとか中支から北上すると言つた様に廻つて行くそして歸郷後戦地では贅澤だなんて言つて居るらしい。幹部は慰問使節の奴には優遇しなくて良いのだ、馬廐にしてゐる。

第三 主要犯罪事例

對上官犯

◎豫主軍曹一は

馴染酌婦に面會すべく無斷外出し歸隊することなく二日間故なく職役に就かざりし爲所屬長より重謹慎二十日に處せられ謹慎中再び無斷外出し各所を徘徊の上慰安所に一泊上官の命に服從せず。

◎後備役一等兵一は

飲酒酩酊の上同僚と口論せるを中隊附下士官に制止せらるゝや激昂同下士官を殴打暴行し更に分隊長室に於て戰友等が賭博しあるを見るや中隊長代理たる少尉の居室に到り所持せる十四年式拳銃を擬し「隊長は兵隊の賭博を見逃すか。見逃すなら射つぞ。此の事を本部に報告に行け。行かなければ斬るぞ」と脅迫す。

◎補充兵役一等兵一は

隊内に於て飲酒酩酊の上戦友一と口論の末格闘し小隊長より制止せられたるも之に従はざるのみならず小隊長室に到り入口の障子を破壊して侵入し剣身を疊に突き刺し「殴るなら殴れ後が悪いぞ」と暴言を吐く

辱
職

◎現役一等兵一は

野戦倉庫衛兵として服務中前後三回に亘り支那人宅に侵入し賭博中の支那人を恐喝し賭金及麻雀牌を掠奪し或は支那婦女を求めて支那旅館其の他に遊興し其間故なく勤務の場所を離れ或は警戒の場所に到らず

◎補充兵役二等兵一は

生來の病弱と入隊前の放從生活より繁激、嚴肅なる軍隊生活を嫌忌し身体を毀傷從軍を免れんことを決意し班内に於て三八式歩兵銃を以て左大腿部に治癒約六ヶ月を要する骨折重傷銃創を貰ひ自傷す。

◎豫備役軍曹一は

衛兵司令として勤務中飲酒酩酊の上故なく勤務の場所を離れ深夜支那人民家に侵入し婦女を強姦す

逃 亡

◎現役二等兵一は

嚴格なる軍隊生活を厭ひ不寝番勤務後脱柵離隊し支那人民家に於て軍服を支那服に着換へ徘徊中を部落民に追跡せられ危険を避くる爲一名を射殺し銃聲に駈付けたる警士一も亦射殺す。

◎現役下士官一は

暗號書受領の爲所屬隊本部に赴き歸途暗號書及友人より托されたる爲替を携行したる儘逃亡し南昌市内居住支那人情婦の許に潜伏遊撃隊に拉致せられたる如く装ひ三日を経過す。

◎補陸一等兵一は

還院原隊復歸途次知人宅を訪問せるに豫想外の歓待を受けたるを
 歸隊後の軍隊生活を厭忌し十二日間虚言を弄し同知人宅に宿泊す
 ◎豫備役一等兵一は

軍中逃亡其の他に懲役一年六ヶ月に處せられ服役中假出獄の恩
 典に浴し原隊復歸途中故なく四十九日間武漢地區を徘徊し此の間
 窃盜、詐欺、恐喝、横領等の犯罪を敢行す。

◎補充兵役陸軍一等兵一は

幼時両親に死別し逆境に育ち性卑屈にして且理性心に乏しく上官
 より叱責せられたるを嚴格なる軍隊生活を厭忌し逃亡す。

敵側思想宣傳文携行

第四 其ノ他要注意事例

◎主計軍實一は

河北省曲陽縣道路上に於て「日本兵士諸君戦争を止めろ家族と國家の爲」等と記載せる反戦抗日文一枚を拾得し内地歸還の際隠匿携行す。

◎豫備役陸軍上等兵一は

河北省警備中支那部落に於て抗日文、抗日歌、通行證等各一枚を歸還時携行す。

◎補充兵役陸軍一等兵一は

作戰中敵側宣傳謀略傳單（日文）を拾得し郷里女學校宛郵送す。

手記

◎補充兵役上等兵一は

従軍日誌に厭戦氣運濃厚なる記事を掲載歸還時携行す。

◎上等兵一は

徐州會戰時悲惨なる戦闘より終に厭戦觀を抱持するに至り反軍記事掲載せる従軍手帳を所持し居たるを歸還時發見せらる。